

# 生物多様性ぎふ戦略

令和8年3月  
岐 阜 県

# 目次

序章	1
第1章 戦略の概要	2
第1節 戦略の背景	2
1 国内外の動向	2
2 生物多様性の4つの危機	3
第2節 戦略の基本的事項	6
1 戦略の位置付け	6
2 戦略の期間	6
第3節 岐阜県の自然的社会的条件	7
1 自然的な条件	7
2 社会的な条件	9
第4節 岐阜県の生物多様性の現状	13
1 植生自然度	13
2 希少種	13
3 外来種	14
4 野生鳥獣	15
5 保全活動	16
6 環境教育	17
第2章 生物多様性ぎふ戦略(2011年策定)の評価	18
第1の視点 森・里・川・海のつながりを守る	18
1 森林生態系の保全・再生	18
2 里地・里山生態系の保全・再生	18
3 湿地・河川生態系の保全・再生	18
4 外来種の防除	19
5 希少野生生物の保護	19
6 野生鳥獣の保護管理	19
第2の視点 いのちを活かし、暮らしにつなぐ	21
1 森林の持続可能な利用	21
2 里地里山の持続可能な利用	21
3 里川の持続可能な利用	21
4 野生動物の持続可能な利活用	21
5 生物多様性を活用したツーリズム等	22
第3の視点 ともに考え続ける	23
1 生物多様性に関する普及啓発	23
2 保全技術等の伝承	23

3 「ともに考え続ける」場づくりと活動.....	23
第3章 戦略の目標.....	25
第1節 基本戦略.....	25
第2節 状態目標・行動目標.....	26
第4章 行動計画.....	28
基本戦略1 生物多様性を利用する.....	28
<b>行動目標 1-1</b>	
自然環境が有する多様な機能を活用した地域づくりを推進する.....	28
<b>行動目標 1-2</b> 地域の自然資源や文化を活かした地域振興を推進する.....	28
<b>行動目標 1-3</b> 森林の生み出す環境価値の活用を推進する.....	30
<b>行動目標 1-4</b> 生物多様性に配慮した消費行動を促す.....	30
<b>行動目標 1-5</b> 生物多様性に配慮した事業活動を促す.....	30
<b>行動目標 1-6</b> 持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる.....	31
基本戦略2 生物多様性を保全する.....	37
<b>行動目標 2-1</b> 生態系を保全・再生する.....	37
<b>行動目標 2-2</b> 30by30 の実現に貢献する.....	39
<b>行動目標 2-3</b> 希少野生生物を保護・保全する.....	40
<b>行動目標 2-4</b> 外来種対策を推進する.....	40
<b>行動目標 2-5</b> 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する.....	41
基本戦略3 生物多様性を理解し、行動する.....	47
<b>行動目標 3-1</b> 生物多様性に関する環境教育を推進する.....	47
<b>行動目標 3-2</b> 自然と触れ合い学ぶ機会の提供などにより、知識の習得や関心の醸成を図り、行動変容を促す.....	48
<b>行動目標 3-3</b> 地域における自然環境を保全・再生する取組を促進する.....	48
<b>行動目標 3-4</b> 情報の発信や活用に係る人材の育成や機会の提供を行う.....	49
<b>行動目標 3-5</b> 市町村における生物多様性地域戦略の策定を促す.....	50
第5章 推進体制と進行管理.....	52
第1節 推進体制.....	52
第2節 進行管理.....	52
資料編(用語集).....	53
参考資料.....	58

## コラム

コラム1 生物多様性とは.....	5
コラム2 ネイチャーポジティブ(自然再興).....	34
コラム3 エコツーリズムの聖地としての岐阜県.....	35
コラム4 アユの放流について ーこれからの資源の考え方ー.....	36
コラム5 30by30.....	44
コラム6 天狗伝説のモデル、イヌワシが教えてくれる「豊かな森」の姿.....	45
コラム7 これからのクマ対策に求められること.....	46
コラム8 ちゃんと「守る」ためには、どうしたらいいの？ ー環境教育の原点ー.....	51

# 序 章

岐阜県は、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として、平成 23 年 7 月に『「岐阜県の生物多様性を考える」－生物多様性ぎふ戦略の構築－』を策定し、平成 29 年には「清流の国ぎふ森林・環境税」の導入等を反映させた見直しを行い、生物多様性の保全に取り組んできました。今回の「生物多様性ぎふ戦略」は、この経緯を背景として、100 年後に向けて策定された新たな生物多様性地域戦略となります。

本戦略の策定に当たり最も重視したのが、県民の皆様に向けての「馴染みやすさ」です。生物多様性は、人類の生存基盤を長期的に保障するという観点からも現代社会に欠かせない概念ですが、国民のこの言葉への認知度は必ずしも高くはなく、令和 4 年の内閣府による世論調査でも「言葉の意味を知っていた」との回答は 3 割未満に留まっています。

この課題を踏まえ、第 3 章第 1 節の基本戦略の最初の事項として「生物多様性を利用する～暮らしに活かし、未来へつなぐ～」を掲げ、第 4 章の行動計画でも第 1 節を「生物多様性を利用する」とし、第 2 節の「生物多様性を保全する」の記述よりも先行させました。その方が、日常生活との関わりや実利性等の観点から市民感覚に馴染みやすく、生物多様性に関わる普及啓発や教育の現場での効果が期待できると考えたためです。

この柱建ては、他地域の戦略とは異なるかもしれません。しかし、人の生活と水環境、漁業資源が連環する里川のシステムとして、世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」を擁するなど、生物多様性と暮らしや文化、経済との連携を名実ともに重視してきた岐阜県ならではの特徴といえます。

第 3 章第 2 節に整理した状態目標と行動目標の達成には、より多くの県民が岐阜県における生物多様性の特徴や意義を理解し、行政や教育研究機関、各種団体、事業者が共に行動することが欠かせません。本戦略が、生物多様性に関わる県民の意識を束ね、岐阜県のみならず、日本、ひいては世界の生物多様性の保全に貢献することを願ってやみません。

生物多様性ぎふ戦略改定検討委員会  
委員長 鈴木 正嗣

# 第1章 戦略の概要

## 第1節 戦略の背景

### 1 国内外の動向

#### (1) 国際情勢

2022(令和4)年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)では、意欲的なターゲットを設定し、進捗測定 of 指標や実施報告の仕組みなど、統合的な世界目標としての「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が合意されました。

「自然と共生する世界」という長期的な2050年ビジョンを掲げつつ、その具体的な姿を4つの2050年グローバルゴールで表現しています。また、自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させる(ネイチャーポジティブ)のための緊急の行動をとることを、短期的な2030年ミッションとして掲げました。2030(令和12)年に向けた23のターゲットには、生物多様性の直接的な脅威への対策に加えて、社会的な問題の解決も含まれています。

#### (2) 国内の状況

「生物多様性国家戦略2023-2030」では、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調し、30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保して自然の恵みを維持回復すること、自然資本を守り活かす社会経済活動の推進がうたわれています。

急速な気候の変化により、生態系への影響がすでに観測されていることから、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応にも取り組むこととしています。

2024(令和6)年には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が制定され、自治体や団体、企業等の多様な主体の連携と活動を促進する枠組みができました。自然共生サイトやOECMの認定が進み、30by30目標の達成が期待されます。

#### (3) 岐阜県の状況

2011(平成23)年7月、生物多様性基本法に基づく岐阜県版の生物多様性地域戦略として、「岐阜県の生物多様性を考える―生物多様性ぎふ戦略の構築―」を策定しました。その後、本県の自然を取りまく状況の変化や、新たな環境施策を反映するため、2017(平成29)年3月に見直しを行いました。

2026(令和8)年3月に策定した「第7次岐阜県環境基本計画」では、5つの基本施策を推進し、2030(令和12)年において目指すべき将来像の実現を目指すこととしています。

絶滅のおそれがある野生動植物については、その現状を明らかにし、保護対策の基礎とするための資料として、2001(平成13)年に「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物ー岐阜県レッドデータブックー2001」を作成しました。その後、動物編は2010(平成22)年8月に、植物編は2014(平成26)年3月に改訂、2026(令和8)年3月には、岐阜県レッドリストを改訂しています。

外来種については、2025(令和7)年3月に「岐阜県生態系被害防止外来種リスト」を作成しました。

## 2 生物多様性の4つの危機

### (1) 第1の危機 (開発など人間活動による危機)

戦後の高度経済成長期以降、急速で規模の大きな開発や土地の改変があり、自然性の高い森林、草原、農地、湿原等の規模や質が著しく縮小しました。過去の開発・改変により失われた生物多様性は容易に取り戻すことはできません。

鑑賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘なども動植物の個体数の減少をもたらしました。環境省レッドリストにおいて絶滅危惧種に選定されている種の減少要因においても、開発や捕獲・採取による影響は大きいものとなっています。

温室効果ガス排出削減対策(緩和策)は、後述する第4の危機(地球環境の変化による危機)への対策としては重要ですが、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入に伴い生物多様性の損失が生じている場合があるとも指摘されています。

### (2) 第2の危機 (自然に対する働きかけの縮小による危機)

里地里山の薪炭林や農用林、採草地などは、その環境に依存する種を含めた動植物の生息・生育環境を提供するなど、特有の多様な生物を育んできました。

近年では産業構造や資源利用の変化と、人口減少や高齢化によって薪炭林や農用林、採草地などが利用されなくなり、里地里山の生態系のバランスが崩れています。

かつては身近にいた水辺の生物が急激に減少している一方で、耕作放棄された農地や放置された里山林などが増えたことによって、ニホンジカ、イノシシなどが分布域を広げており、生態系への影響や農林業被害が発生しています。

さらに、クマ類の生息分布の拡大などにより、クマ類等の市街地出没やそれに伴う人身被害が発生しています。

### (3) 第3の危機 (人間により持ち込まれたものによる危機)

本来の移動能力を超えて人間によって意図的・非意図的に国外や国内の他の地域から移入された生物(外来種)が、地域固有の生物を捕食したり生息場所を奪ったり、交雑するなどにより生態系を改変し、絶滅危惧種を含む在来種に大きな影響を与えています。

ペットとして飼われていた動物が遺棄されたり、災害時などに逃げ出したりすることで自然界に定着し、生態系や生物多様性に影響を及ぼすことも懸念されています。

す。

化学物質については動植物に有害なものがあるため、農業における化学肥料の使用量や化学農薬の使用によるリスクの低減、工場・事業場・家庭における排水の適切な処理等、化学物質による環境への影響の低減に向けた取組が求められます。

水域の富栄養化については、1980年代半ばから改善傾向にあり、その影響も減少傾向にあります。

一方で、近年ではマイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみによる生態系への影響が世界的に懸念されています。

#### (4) 第4の危機（地球環境の変化による危機）

人間が引き起こした地球の温暖化により、自然的要因がもたらす気候変動の範囲を超えて、自然や人間に対して広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害を引き起こしていると言われていています。

我が国においても、既に動植物の分布域の北上や、海水温の上昇によるものとみられるサンゴの白化等の生態系への影響が確認されています。

今後、乗鞍岳や御嶽山など高山帯に生息するライチョウの生息適域の減少及び消失をはじめとして、さらに負の影響が拡大することが予測されています。特に、島しょ部、沿岸部、亜高山・高山帯など、環境の変化に対して弱い地域を中心に、我が国の生物多様性に深刻な負の影響が生じることは避けられないと考えられています。

## コラム1 生物多様性とは

私たちの身の回りには、森林や川、海、農地など、さまざまな環境があり、そこには無数の生きものが関わり合いながら暮らしています。こうした生命の豊かさとなつなかりを総称する概念が「生物多様性」です。生物多様性には、生態系・種・遺伝子という3つのレベルがあります。

まず「生態系の多様性」とは、森林、湿地、河川、海洋など、環境そのものの違いを指します。それぞれの生態系には異なる生きものの組み合わせが存在し、物質循環やエネルギーの流れが成り立っています。次に「種の多様性」は、ある地域や地球全体にどれだけ多くの種類の生物が存在しているかを示します。そして「遺伝子の多様性」は、同じ種の中でも個体ごとに異なる性質を持つことを意味し、環境変化への適応力を支える重要な要素です。

生物多様性は、私たちの生活とも深く関わっています。食料や木材、水といった資源の供給だけでなく、気候の調整や災害の緩和、文化や景観の形成など、私たちの暮らしを幅広く支えています。しかし近年、人間活動の拡大により、生息地の破壊や外来種の影響、気候変動などが原因で、生物多様性の損失が世界的な課題となっています。

生物多様性を守ることは、希少な生きものを保護するだけでなく、私たち自身の暮らしの基盤を、将来にわたって維持することにつながります。地域の自然を理解し、適切に保全・利用していくことが、生物多様性の保全に向けた第一歩です。

### 【生態系の多様性】

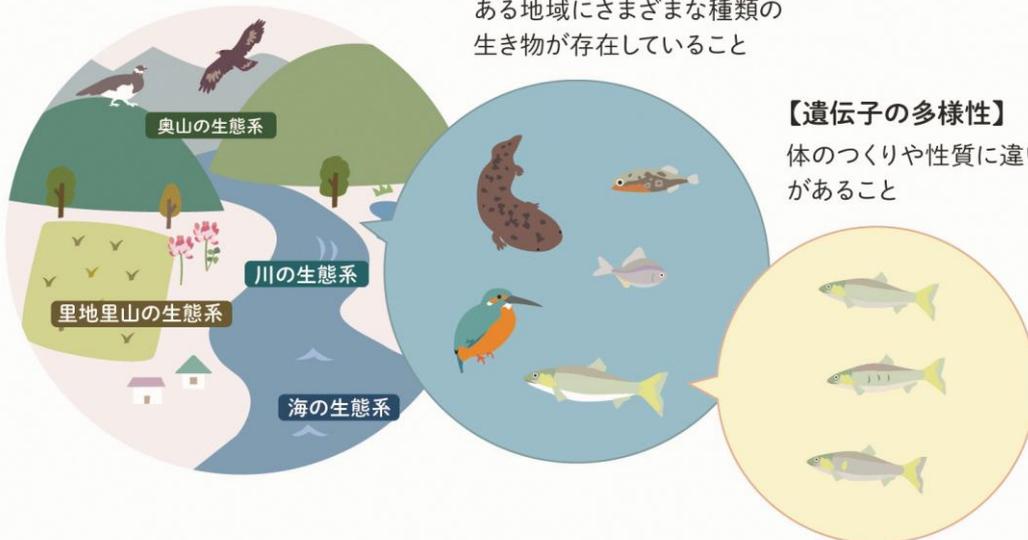
森林、湿地、河川、海洋など、  
さまざまな環境があること

### 【種の多様性】

ある地域にさまざまな種類の  
生き物が存在していること

### 【遺伝子の多様性】

体のつくりや性質に違い  
があること



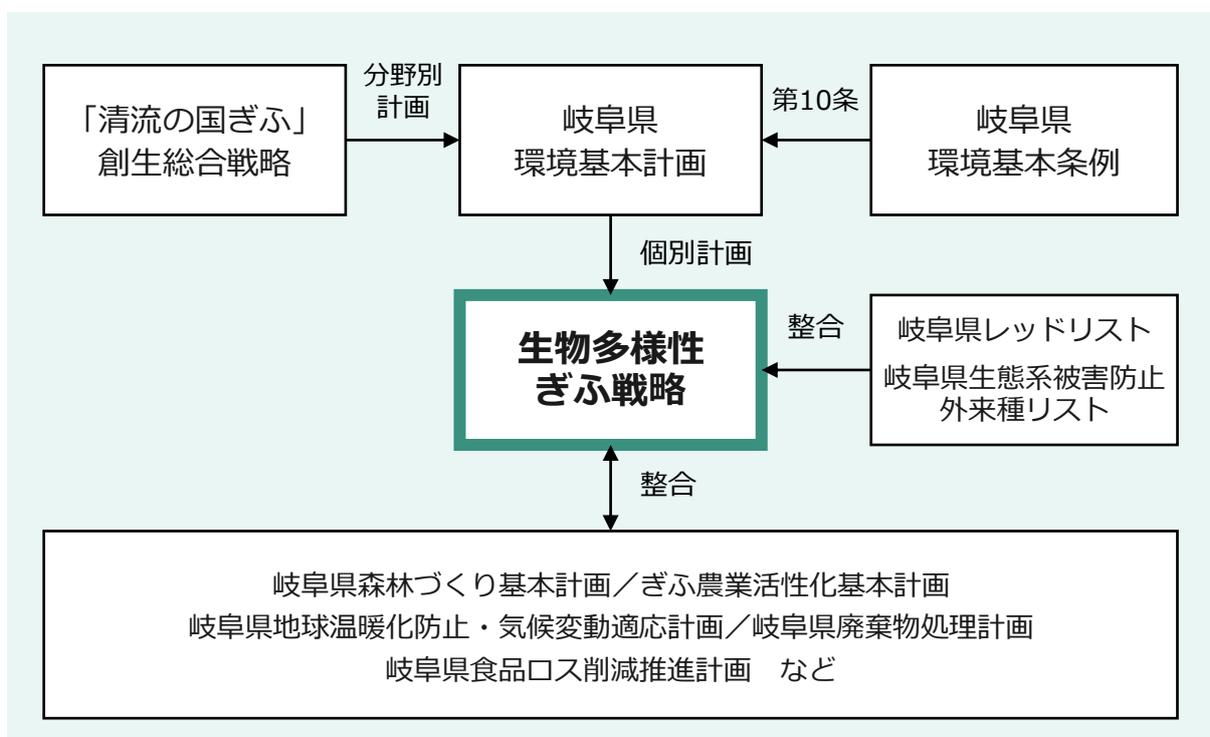
## 第2節 戦略の基本的事項

### 1 戦略の位置付け

本戦略は、生物多様性基本法第13条の規定に則して定める、県内の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する戦略であり、同法第5条の規定に則して、国の施策に準じた施策及び当県の自然的社会的条件に応じた施策を盛り込んでいます。

また、岐阜県環境基本条例(平成7年岐阜県条例第9号)に基づく「岐阜県環境基本計画」の基本施策の一つである「美しく豊かな環境との共生」の個別計画となります。他の分野の関連計画とも整合を図っていきます。

図1 生物多様性ぎふ戦略の位置付け



### 2 戦略の期間

本戦略の期間は、2026(令和8)年度から2035(令和17)年度とします。

## 第3節 岐阜県の自然的社会的条件

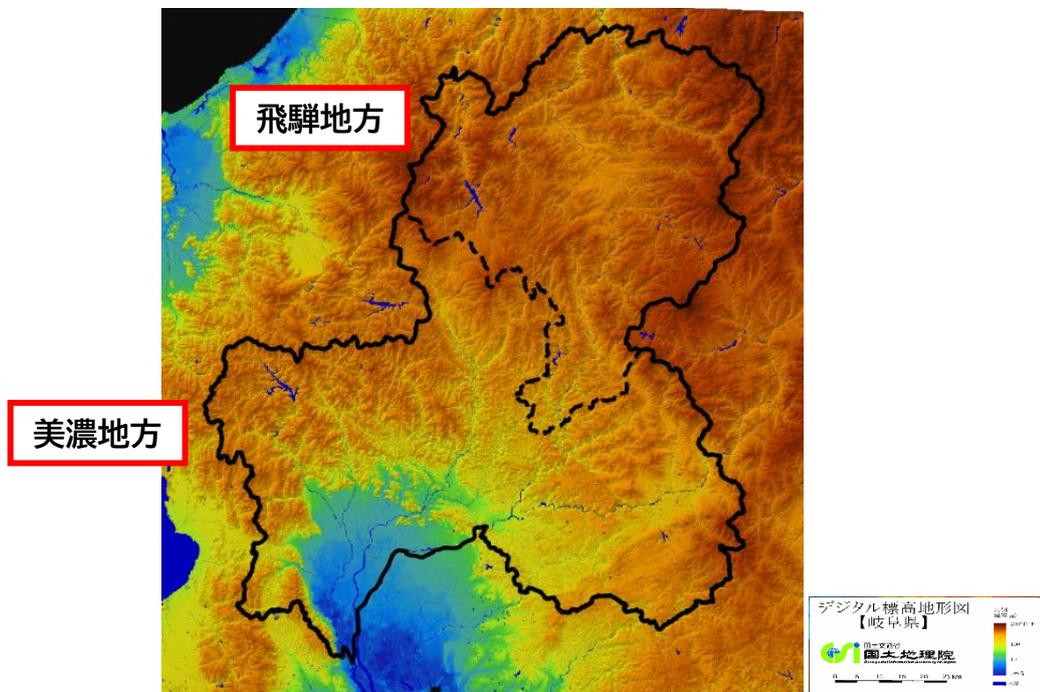
### 1 自然的な条件

#### (1) 地形

本県は日本のほぼ中央にあり、面積は10,621.29km<sup>2</sup>(全国第7位)の海に面しない内陸県です。

北部の飛騨地方は、標高3,000mを超える飛騨山脈をはじめとする山岳地帯が主で、平地は高山盆地がわずかにあります。南部の美濃地方は、濃尾平野が広がり、標高が低く、特に南西部の木曾三川合流域には海拔0m以下の場所もあります。

図2 地形図



出典：国土地理院「デジタル標高地形図（岐阜県）」（2019年6月）を加工して作成

本県には、木曾川・長良川・揖斐川の「木曾三川」をはじめとする豊かな水系が存在し、上流から下流まで連続した流れを形成しています。河川に流れ込む物質は、支流が合流するごとに量を増し、最終的に海へと至ります。その過程で、魚類や水生植物、プランクトン、底生動物など多様な生物が相互に関わり合い、山から海へとつながる生態系を形成しています。

また、標高の違いは気候や植生の違いに反映されており、地域ごとに多様な生物環境が見られることが本県の自然の大きな特徴です。

図3 揖斐川・長良川・木曽川



出典：国土地理院「デジタル標高地形図（岐阜県）」（2019年6月）を加工して作成

## （2）気候

本県は南北に広く、また、大きな標高差があります。高い場所ほど気温が下がる現象から、大きな標高差が地域に様々な気候の変化をもたらしています。

北部の飛騨地方は標高が高く、冬は厳しい寒さと豪雪に見舞われ、夏は比較的涼しい気候です。一方、南部の美濃地方は標高が低く、冬は寒さが和らぎ、夏は高温多湿で蒸し暑くなります。

飛騨地方で7月の降水量が突出していますが、2020(令和2)年に800mm/月があった影響で、例年は250mm/月程度です。梅雨、台風、秋雨、降雪、春雨など、四季を通じて、全国平均より降水が多い地域です。

## （3）森林

林野庁の「森林資源の現況」によると、本県の面積106万haのうち86.1万haが森林で、森林率は81.1%(全国第2位)です。本県の森林のうち、天然林の面積は42.8haで約50%を占め、人工林の面積38.4ha(45%)を上回っています。

森林の種類は、標高や気温によって変化します。標高が低い側から、照葉樹林(常緑広葉樹林)－暖温帯落葉広葉樹林(中間温帯林)－落葉広葉樹林－常緑針葉樹林(亜高山帯林)－高山帯植生と変化します。本県の森林分布も基本的に気温で決定されており、変化に富む地形を反映して、様々な森林植生が見られます。

なお、本県は降水が多いため、水要因は森林分布の制限要因になりません。森林の姿を決める自然要因は、地形や土壌などもあり、局所的に植生の分布を決めています。

## 2 社会的な条件

### (1) 人口

本県の2025(令和7)年現在の人口は約190万人で、近年の少子高齢化や都市部への人口流出等により減少傾向が続いています。県内人口の約4割が岐阜、西濃、中濃地域に集中しています。

### (2) 県民の意識

2024(令和6)年に、環境に対する県民、環境関連団体、企業の関心や情報、県の施策について把握するため、「環境に関する県民等意識調査」を実施しました。

#### 「環境に関する県民等意識調査」の質問内容

##### ● 県の環境の現状

- ・ 県の環境の現状(水、大気、自然などの状況)について、どのように感じていますか。次のうち、あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。(○は1つ)  
(1) かなり良好 (2) 良好 (3) ふつう (4) 悪い (5) かなり悪い
- ・ 上記で(4)、(5)に○をつけた方は、具体的な分野に○をつけてください。  
水、土壌、大気、生活環境(騒音・悪臭等)、自然、動植物、その他

##### ● 関心がある環境問題

環境に関する以下の項目について、どの程度関心がありますか。次のうち、あてはまるものを1つずつ選び、番号に○をつけてください。(○はそれぞれ1つ)

- |                       |                             |
|-----------------------|-----------------------------|
| (1) 地球温暖化対策(温室効果ガス削減) | (2) 気候変動への適応(熱中症対策、防災・減災対策) |
| (3) ZEHや再生可能エネルギーの導入  | (4) 希少野生生物の保護               |
| (5) 野生鳥獣の被害防止対策       | (6) 外来種の防除対策                |
| (7) 里川や水辺の保全          | (8) 里山や森林の保全・整備             |
| (9) 水質汚濁対策(河川・地下水)    | (10) 地盤沈下・土壌汚染対策            |
| (11) 大気汚染対策           | (12) 騒音・振動・悪臭対策             |
| (13) 廃棄物対策            | (14) リサイクル・資源循環・環境経済        |
| (15) 家庭ごみ・食品ロスの削減     | (16) 環境教育                   |

##### 【選択肢】

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1. 非常に関心がある | 2. 少しは関心がある  |
| 3. あまり関心がない | 4. まったく関心がない |

### ● 県の環境施策

県が現在行っている環境に関する以下の事業について、どの程度知っていますか。次のうち、あてはまるものを1つずつ選び、番号に○をつけてください。(○はそれぞれ1つ)

- (1) 「ぎふエコアクション」の推進
- (2) 「脱炭素相談窓口」の設置
- (3) 「気候変動適応センター」における共同研究等の実施
- (4) G-クレジット制度の運用
- (5) 企業との協働による森林づくりの推進
- (6) 「岐阜県野生動物管理推進センター」における野生動物の管理
- (7) ツキノワグマによる被害の防止
- (8) 「ぎふジビエ」の推進
- (9) 「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承
- (10) 中部山岳国立公園の魅力増進事業
- (11) 「清流調査隊」の編成
- (12) 「カワゲラウォッチング(水生生物調査)」の実施
- (13) 「ぎふ食べきり運動」の推進
- (14) 「フードドライブ」の推進
- (15) 「環境にやさしい買い物(グリーン購入)」の普及
- (16) 「岐阜県リサイクル認定製品」の認定
- (17) 岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ!」の登録制度
- (18) 「岐阜県清掃活動ウェブページ『クリーンアップ ぎふ～海まで届け清流!～』」の運営
- (19) 「清流ミナモの未来づくり」の推進
- (20) 「清流月間」における普及啓発の実施
- (21) 「環境教育推進員」の派遣
- (22) 「清流の国ぎふ環境教育副読本」の作成
- (23) 「ぎふ環境学習ポータルサイト」の運営
- (24) 「脱炭素社会ぎふを支える人づくりツアー」の開催

#### 【選択肢】

1. よく知っている                      2. 少しは知っている                      3. 知らない

## ① 一般県民を対象とする調査結果 (回答 897 人)

### ● 県の環境の現状

県の環境の現状(水質、大気、自然環境など)についての印象を尋ねたところ、回答の中で最も多かったのは「ふつう」で45.9%、次いで「良好」が32.8%、「悪い」が11.7%でした。

なお、「悪い」と回答した人が挙げた具体的な分野をみると、最も多かったのは「動植物」で41.9%、次いで「水」が30.5%、「生活環境(騒音・悪臭等)」が26.7%でした。

### ● 関心がある環境問題

16項目の環境問題について関心のあるものを尋ねたところ、「非常に関心がある」と「少しは関心がある」を合わせた割合が最も高かったのは、「地球温暖化対

策（温室効果ガス削減）」で86.5%でした。一方、「希少野生生物の保護」は60.3%と比較的低い結果でした。

### ● 県の環境施策

24項目の県の環境施策について認知度を尋ねたところ、「よく知っている」と「少しは知っている」を合わせた割合が最も高かったのは「清流長良川の鮎の保全・活用・継承」で54.6%、次いで「ぎふジビエの推進」（47.5%）、「企業との協働による森林づくりの推進」（37.3%）の順でした。

## ② 環境関連団体を対象とする調査結果（回答 57 団体）

### ● 県の環境の現状

県の環境の現状についての印象を尋ねたところ、回答の中で最も多かったのは「ふつう」で36.8%、次いで「良好」が31.6%、「悪い」が14.0%でした。

なお、「悪い」と回答した人が挙げた具体的な分野をみると、最も多かったのは「自然」で50.0%、次いで「水」が25.0%でした。

### ● 関心がある環境問題

16項目の環境問題について関心のあるものを尋ねたところ、「非常に関心がある」と「少しは関心がある」を合わせた割合が最も高かったのは、「里山や森林の保全・整備」で94.7%、次いで、「地球温暖化対策」および「里川や水辺の保全」がともに89.5%でした。

### ● 県の環境施策

24項目の県の環境施策について認知度を尋ねたところ、「よく知っている」と「少しは知っている」を合わせた割合が最も高かったのは「ぎふジビエの推進」および「清流長良川の鮎の保全・活用・継承」で、ともに68.4%でした。次いで、「企業との協働による森林づくりの推進」および「カワゲラウオッチング（水生生物調査）の実施」がともに52.6%でした。

## ③ 企業を対象とする調査結果（回答 109 社）

### ● 県の環境の現状

県の環境の現状についての印象を尋ねたところ、回答の中で最も多かったのは「良好」で50.5%、次いで「ふつう」が35.8%、「かなり良好」が12.8%でした。

なお、「悪い」と回答した人が挙げた具体的な分野をみると、「自然」と「動植物」への回答がそれぞれ1件のみありました。

### ● 関心がある環境問題

16項目の環境問題について関心のあるものを尋ねたところ、「非常に関心がある」と「少しは関心がある」を合わせた割合が最も高かったのは、「気候変動への適応」および「廃棄物対策」でともに94.5%でした。次いで、「地球温暖化対策

(温室効果ガス削減)」(93.6%)、「水質汚濁対策(河川・地下水)」および「リサイクル・資源循環・循環経済」(ともに91.7%)の順でした。

### ● 県の環境施策

24項目の県の環境施策について認知度を尋ねたところ、「よく知っている」と「少しは知っている」を合わせた割合が最も高かったのは「清流長良川の鮎の保全・活用・継承」で67.0%、次いで「企業との協働による森林づくりの推進」(51.4%)、「ぎふジビエの推進」(49.5%)の順でした。

## ④ 一般県民調査と環境関連団体調査、企業調査の比較結果

### ● 県の環境の現状

県の環境の現状について各調査を比較すると、「良好」は企業が50.5%と最も高く、次いで一般県民が32.8%、環境関連団体が31.6%の順となっています。

### ● 関心がある環境問題

関心がある環境問題について各調査を比較すると、一般県民では「家庭ごみ・食品ロスの削減」が他の調査より高くなっており、環境関連団体では「希少野生生物の保護」、「野生鳥獣の被害防止対策」、「外来種の防除対策」、「里川や水辺の保全」、「里山や森林の保全・整備」、「環境教育」の6つの項目で他の調査より高くなっています。その他の項目については企業が他の調査より高くなっています。

全体的にみると、企業や環境関連団体に比べて、一般県民は環境への関心が比較的低いことがわかりました。

### ● 県の環境施策

県が実施する環境施策の認知について各調査を比較すると、一般県民は「ツキノワグマによる被害の防止」を除くすべての項目で、企業や環境関連団体より低くなっており、ほとんどの施策で半数程度が知らないと回答しています。環境関連団体では「企業との協働による森林づくりの推進」、「岐阜県野生動物管理推進センターにおける野生動物の管理」、「ぎふジビエの推進」、「清流長良川の鮎の保全・活用・継承」、「中部山岳国立公園の魅力増進事業」、「カワゲラウオッチング(水生生物調査)」の実施、「環境教育推進員の派遣」、「清流の国ぎふ環境教育副読本の作成」、「ぎふ環境学習ポータルサイトの運営」の9項目で他の調査より高くなっており、その他の項目については企業が他の調査より高くなっています。

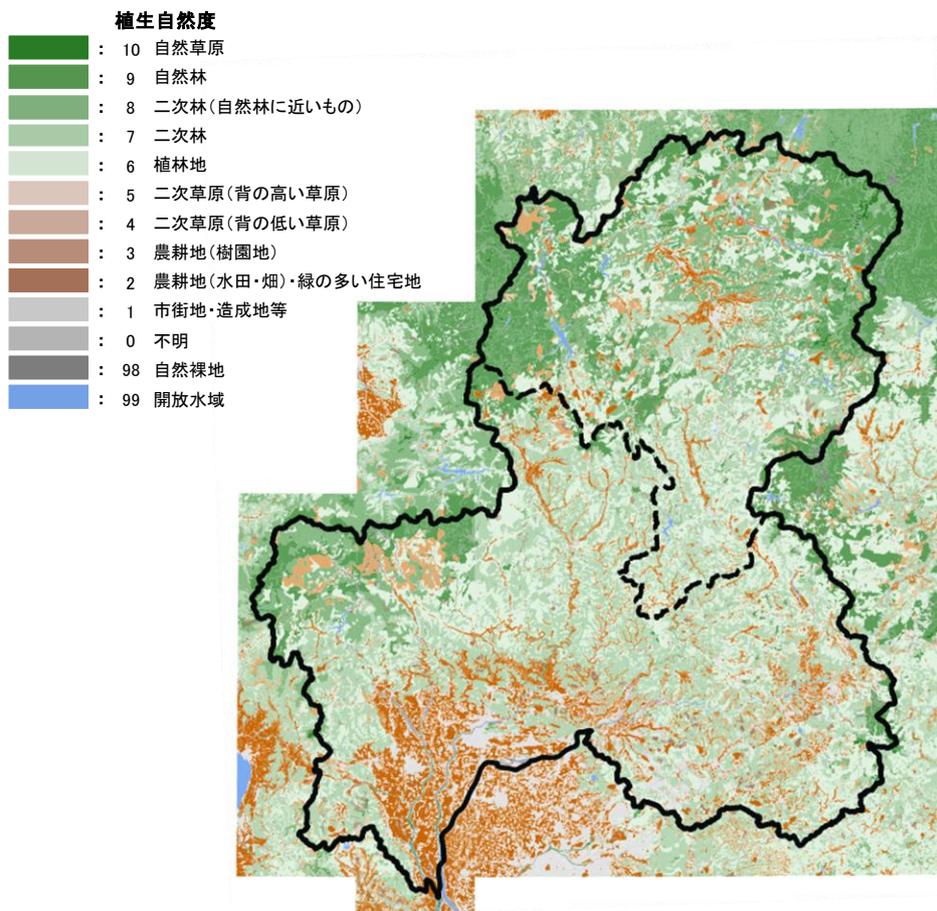
## 第4節 岐阜県の生物多様性の現状

### 1 植生自然度

下図で示す本県の植生自然度は、緑が濃いほど自然度が高く、茶色が濃いと人工的な自然になります。北部は緑色が多く、南部では茶色が多く見られます。

自然林に自然草原を加えた自然植生(植生自然度10～9)は、県全体の114.8%(全国19.2%)、森林(植生自然度9～6)は86.1万ha、県全体の81.1%(全国67.3%)を占めています。

図4 植生自然度



出典：自然環境保全基礎調査（第3回～第5回）（環境省）を加工して作成

### 2 希少種

「岐阜県レッドリスト(2026(令和8)年3月公表)」では、絶滅のおそれがある種(絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類)は、748種(植物587種、動物161種)となっています。

改定前(植物：2013(平成25)年、動物：2009(平成21年)と比較すると、植物で177種(410→587種)、動物で41種(120→161種)、合計218種増えています。

また、2003(平成15)年に岐阜県希少野生生物保護条例を制定し、指定希少野生生

物15種(植物13種、動物2種)を指定し、その保護に努めています。

表1 岐阜県レッドデータブックに掲載された野生動植物数

分類群	植物	哺乳類	鳥類	両生類・爬虫類	魚類	昆虫類	貝類	合計
絶滅	0	2	0	0	1	13	0	16
野生絶滅	0	0	0	0	0	0	0	0
絶滅危惧Ⅰ類	270	6	8	3	9	36	9	341
絶滅危惧Ⅱ類	317	7	9	4	5	45	20	407
準絶滅危惧	165	8	22	10	12	139	28	384
情報不足	32	0	6	2	5	14	21	80
合計	784	23	45	19	32	247	78	1,228

### 3 外来種

近年、ペットや観賞用植物の輸入、海外との物流の拡大などを通じて、日本国内に多くの外来種が侵入しています。これにより、在来生態系の攪乱や農林業への被害、さらには人への健康被害といった問題が発生しています。

県内にあっても、定着または定着のおそれがあり、生態系、人の生命・身体、農林水産業等に被害をおよぼすおそれがある外来種は、国外由来、国内由来合わせて221種に上ります。

表2 岐阜県生態系被害防止外来種リストに掲載された野生動植物数

分類群	植物	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	クモ類	甲殻類	軟体動物	その他無脊椎動物	合計
○ 国外由来												
総合対策外来種	101	8	3	3	2	10	25	1	3	10	1	167
産業管理外来種	21	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	23
定着予防外来種	1	2	0	6	1	5	7	1	3	0	0	26
小計	123	10	3	9	3	16	33	2	6	10	1	216
○ 国内由来												
総合対策外来種	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	5
産業管理外来種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
定着予防外来種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	5
合計	124	10	3	9	3	19	33	2	6	11	1	221

## 4 野生鳥獣

野生動物の保護管理を効果的に進めるため、県全体で動物の分布や密度の変化を調査しています。特に、個体数の管理が必要な大型哺乳類については、広域的なデータを集めることで、個体数の推定精度を高め、第二種特定鳥獣管理計画の策定のほか、捕獲目標や対策地域の検討に役立てています。

図5 野生動物広域カメラモニタリング (WiLCaM)

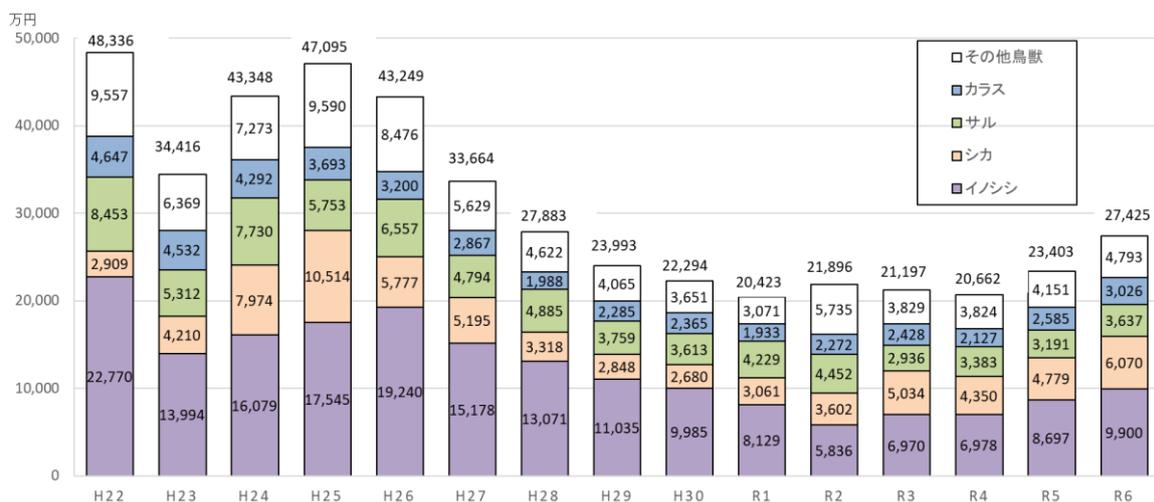


- 県下に100台の自動撮影カメラを設置し、野生動物の種類や分布を長期的に調査
- 撮影された野生動物



一方、県内の野生鳥獣による農作物の被害額は、2014(平成26)年から2019(令和元)年まで減少傾向でした。特にイノシシによる農作物被害額の減少が目立ちますが、これは2018(平成30)年に県内で野生イノシシが豚熱に感染したことで、個体数が減少したためと考えられます。2020(令和2年)以降は微増傾向となっています。

図6 県内の野生鳥獣による農作物被害額の推移



## 5 保全活動

「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用し、県民の手で豊かな自然環境を守る様々な取組を支援しています。

### ●活動事例：地元自治会の協力によるアルゼンチンアリー斉防除（各務原市）

各務原市では、2012(平成24)年から地元自治会と協議会を設置し、毎年6月と9月に地域住民による一斉防除を実施しています。また、調査による生息区域の把握など、計画的な防除に取り組んでいます。



協議会の開催



地域住民と協働で  
ベイト剤設置



ベイト剤に集まる  
アルゼンチンアリ

### ●活動事例：池ヶ原湿原の環境保全対策（飛騨市）

飛騨市では、ミズバショウやリュウキンカなどの貴重な植物が生育している池ヶ原湿原で、外来種のオオバコの駆除や繁茂したヨシの刈り取り作業を、地域のボランティアや団体とともに実施しています。また、イノシシによる被害を防ぐため、岐阜県野生動物管理推進センターの指導のもと、侵入防止柵の設置等の対策を行っています。



野生動物による被害防止対策



ヨシの刈り取り作業

## 6 環境教育

森・里・川・海での自然体験や保全活動を通じて、環境問題について親子で考え、環境にやさしい行動を学ぶ環境学習ツアーを実施しています。このツアーは「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して実施しており、県の鳥・特別天然記念物「ライチョウ」の学習やアユのつかみどり体験などを企画しています。



ライチョウ探索



アユのつかみどり体験

## 第2章 生物多様性ぎふ戦略(2011年策定)の評価

2011(平成23)年に策定(2017(平成29)年に見直し)した生物多様性ぎふ戦略では、「3つの視点」ごとに目指すべき目標を掲げ、それを実現するための施策に取り組んできました。ここでは、その取組の現状と課題を整理します。

### 第1の視点 森・里・川・海のつながりを守る

#### 1 森林生態系の保全・再生

天然林や希少な野生生物の生息地などを自然環境保全地域に指定し、各種行為の規制を行うとともに、自然保護員による巡視等により、貴重な自然環境の保全に努めてきました。

また、県の森林の約4割を占める人工林においては、計画的な間伐を実施し、下層植生や水源涵養機能等の向上を図ったほか、水源林や溪畔林など特に環境保全を重視する森林では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して、適切に整備を進めてきました。

#### 2 里地・里山生態系の保全・再生

「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して、県内各地で里山林整備事業を実施するとともに、環境への配慮と森林資源を活用した新たな里山再生手法の構築を目指して環境保全モデル林の整備を進めたほか、危険木の除去やバッファゾーンの整備など地域住民の生活環境の保全に資する取組も推進しました。

また、ぎふクリーン農業やぎふ清流GAP評価制度、環境保全型農業など環境負荷の軽減に資する営農活動を推進し、田や畑など耕地における生物多様性の保全効果を高めてきました。

そして、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して、水田魚道の設置や農業用排水路や河川との落差の解消などに取り組み、面的な水みちの連続性を確保し、河川や農地に生息する魚類の繁殖や生息空間の再生を図りました。

その他、地域団体等による生態系保全・再生に向けた取組に対する支援も行いました。

#### 3 湿地・河川生態系の保全・再生

河川改修に当たっては、瀬や淵のある多様な水の流れを残したり、治水面との兼ね合いを勘案して河畔林を残したり、景観となじみやすく、環境に配慮されたブロック製品などの活用を図るなど、生物や景観にも配慮した「自然と共生した川づくり」を推進しました。

また、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して、河川魚道の改修や適切な維持管理も推進し、多くの魚種がのぼりやすい状況を保持する取組を推進しました。

その他、地域団体等による生態系保全・再生に向けた取組に対する支援も行いました。

#### 4 外来種の防除

生態系等に被害を及ぼす又は及ぼすおそれがある外来種を専門家の調査に基づき「岐阜県生態系被害防止外来種リスト」を作成し、そのうち分布の拡大に注意が必要な種については、その特徴や生息エリア等をまとめたハンドブックを作成し、県民や企業への普及啓発を行いました。

また、「清流の国ぎふ森林・環境税」や国交付金を活用して、特定外来種の防除に取り組む市町村に対して支援するとともに、カミツキガメなど緊急に防除が必要な種については、県や市町村など関係機関の役割や防除するまでの流れを整理したマニュアルを定め、防除を行いました。

#### 5 希少野生生物の保護

希少野生生物の保護対策の基礎資料として、「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物－岐阜県レッドリスト－」及び「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物－岐阜県レッドデータブック－」を作成しています。毎年度、生息や分布の状況に関する基礎調査を行っています。

また、県の鳥であるライチョウについて、「岐阜県ライチョウ保護計画」を策定し、保護に向けた取組を行うとともに、シンポジウムや出前講座を通じて県民に対する普及啓発を行いました。

また、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して、地域団体等による希少野生生物の生息環境の保全・再生に向けた取組に対する支援も行いました。

#### 6 野生鳥獣の保護管理

ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ及びニホンカモシカについて、生息状況調査を踏まえた第二種特定鳥獣管理計画を策定し、捕獲のほか、農林業や生態系への被害を防止する対策を進めています。

防護柵の設置、集落周囲の藪や竹林の刈り払いによる緩衝帯の設置、作物の残りや放置された果樹など誘引物の除去などの出没防止対策のほか、捕獲の担い手としての狩猟者の確保に取り組みました。

また、岐阜大学と共同で岐阜県野生動物管理推進センターを設置し、野生動物の生息状況調査や捕獲等に関する技術指導を行うとともに、人材育成、普及啓発にも取り組みました。

## ■ 主な施策の進捗状況

指標名	実績値	目標値	達成状況
間伐実施面積	5,241 ha (2024(令和6)年度)	9,600ha (2026(令和8)年度)	B
里山林の整備箇所数	65箇所 (2024(令和6)年度)	110箇所 (2026(令和8)年度)	B
健全な魚道の割合	85.9% (2024(令和6)年度)	80% (2026(令和8)年度)	達成
生態系保全実施団体数	20団体 (2024(令和6)年度)	24団体 (2026(令和8)年度)	A
ニホンジカ捕獲頭数	17,249頭 (2024(令和6)年度)	15,000頭 (2025(令和7)年度)	達成
鳥獣による農作物被害額	2.7 億円 (2024(令和6)年度)	1億円 (2025(令和7)年度)	C

<達成状況> 達成：100%以上、A：75%以上100%未満、B：50%以上75%未満、  
C：25%以上50%未満、D：25%未満

## ■ 評価と課題

- 生態系の保全・再生に向けた間伐や里山林の整備に、引き続きの取組が必要です。
- 外来種の防除については、新たな種の侵入・定着や分布拡大が懸念されることから、一層の取組の強化が求められます。
- 野生鳥獣の保護管理については、捕獲目標を達成しているものの、農作物被害額は目標を達成していないため、一層の取組の強化が求められます。

## 第2の視点 いのちを活かし、暮らしにつなぐ

### 1 森林の持続可能な利用

森林資源の循環利用を図るため、住宅や非住宅建築物での県産材の活用、木質バイオマスエネルギーの利活用、教育関連施設への木製品の導入などを推進しました。

また、健全で豊かな森林づくりを推進するため、県独自の森林由来のカーボン・クレジット制度である「G-クレジット制度」の運用を開始したほか、県営林におけるJ-クレジットのプロジェクト登録申請を進めました。

この他、森林空間を健康、教育、観光などの分野で活用する森林サービス産業の育成などにも取り組みました。

### 2 里地里山の持続可能な利用

ぎふクリーン農業やぎふ清流GAP評価制度、環境保全型農業など環境負荷の軽減や生物多様性の保全に配慮した農業を推進し、里地の農業・農村環境の保全、持続可能な管理を推進しました。

また、農村地域の維持活動への都市住民などの参加を促進するため、ボランティアとして活動する意欲のある方を「ぎふの田舎応援隊」や「ぎふの棚田応援隊」として登録し、草刈や収穫作業などの活動に参加いただいています。

### 3 里川の持続可能な利用

平成27年12月に、長良川における「人の生活」、「水環境」、「漁業資源」が連環する里川のシステムが「清流長良川の鮎」（長良川システム）として、世界農業遺産に認定されました。それを記念して7月第4日曜日を「GIAHS鮎の日」として制定し、世界農業遺産や長良川システムの意義の理解と清流の象徴である鮎に対する関心を高める取組を進めました。

また、この理念を大切にし、県内に流れる全ての河川がもたらす豊かな恵みを保全し、適切な管理の下で利用するとともに、人と川の関わりが生み出してきた伝統や文化を継承していくための取組を進めました。

### 4 野生動物の持続可能な利活用

平成25年に獣肉利活用の衛生管理に関する指針として「ぎふジビエ衛生ガイドライン」を策定し、ガイドラインに則して解体処理された獣肉を取り扱う事業者を登録する「ぎふジビエ登録制度」を平成27年に創設し、安全・安心なジビエの安定供給を図るため、解体処理施設の整備支援や、フェア開催等による消費拡大とPR活動を実施しました。

## 5 生物多様性を活用したツーリズム等

県内のグリーン・ツーリズムの実践者が中心となって結成された「一般社団法人ぎふの田舎へいこう推進協議会」と連携し、地域資源を生かしたグリーン・ツーリズムや農泊の取組を推進しました。

また、自然資源の保護・保全を図りつつ、観光に活用していく「世界に選ばれる持続可能な観光地域づくり」に向け、国内外に向けた情報発信や受入環境整備の支援などに取り組みました。

その他、中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンターのリニューアル、自然公園施設の改良・整備など自然公園の魅力増進にも取り組みました。

### ■主な施策の進捗状況

指標名	実績値	目標値	達成状況
木質バイオマス利用量	197千m <sup>3</sup> (2024(令和6)年度)	250千m <sup>3</sup> (2026(令和8)年度)	A
ぎふ清流GAP実践率	27.1% (2024(令和6)年度)	35.0% (2025(令和7)年度)	A
ぎふジビエ販売量	30.9 t (2024(令和6)年度)	75.0t (2025(令和7)年度)	C
自然公園利用者数	646万人 (2024(令和6)年度)	800万人 (2025(令和7)年度)	A

<達成状況> 達成：100%以上、A：75%以上100%未満、B：50%以上75%未満、  
C：25%以上50%未満、D：25%未満

### ■評価と課題

- 生態系の持続可能な利用については、概ね目標を達成していますが、引き続きの取組が必要です。
- 生物多様性を活用したツーリズム等については、取組は進んでいるものの、地域の自然資源や文化の価値への理解と活用を一層促していく必要があります。
- 事業活動や消費行動における生物多様性への配慮の視点が必要です。

## 第3の視点 ともに考え続ける

### 1 生物多様性に関する普及啓発

地球温暖化の進展や気候変動が、生物多様性の保全に影響を与えていることについて、学校や家庭での学習に活用するために作成し、全ての小学5年生に配布する「ぎふ環境教育副読本」に取り上げました。

また、同様に生物多様性の保全に影響を与える外来生物については、「岐阜県生態系被害防止外来種ハンドブック」を作成し、その生態や駆除に当たっての注意点などを紹介しています。

こうした資料について、県が新たに開設した「ぎふ環境学習ポータルサイト」に網羅的・体系的に掲載し、情報発信をしたほか、県主催イベント等において普及啓発を行いました。

### 2 保全技術等の伝承

県民への環境配慮行動の浸透を図るため、学校等に環境教育推進員を派遣し、子どもたちの学びの質を高めたほか、岐阜大学が実施する「次世代地域リーダー育成プログラム 環境リーダーコース」を支援しました。

また、自然や環境問題を学ぶ機会の提供として、「親子環境学習 脱炭素社会ぎふを支える人づくりツアー」を開催したほか、地域で自ら企画・立案・実行する創意工夫を凝らした森づくりや川づくり活動に取り組む地域団体に対し、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して支援しました。

その他、小・中学生たちが身近な河川の水生昆虫を調べる「カワゲラウオッチング」などの取組も推進しました。

### 3 「ともに考え続ける」場づくりと活動

これまでに述べたとおり、様々な普及啓発や学ぶ機会の提供などを通じ、生物多様性の保全について意識を持てるきっかけ作りに取り組んできました。

そして、地域団体等の活動が継続的に、そして発展していけるよう、財政支援や専門家派遣などに取り組むとともに、シンポジウムの開催等を通じ、団体の活動の共有も図りました。

## ■ 主な施策の進捗状況

指標名	実績値	目標値	達成状況
生物多様性に関する講習会等参加数	580人 (2024(令和6)年度)	300人 (2025(令和7)年度)	達成
副読本等を活用し環境問題を探求した小学校の割合	98.3% (2024(令和6)年度)	100% (2025(令和7)年度)	A
県民参加による森・川づくり活動件数	50件 (2024(令和6)年度)	50件 (2026(令和8)年度)	達成
環境学習コーディネート数	98回 (2024(令和6)年度)	100回 (2025(令和7)年度)	A

<達成状況> 達成：100%以上、A：75%以上100%未満、B：50%以上75%未満、  
C：25%以上50%未満、D：25%未満

## ■ 評価と課題

- 生物多様性に関する教育や普及啓発については、概ね目標を達成していますが、行動につなげるための価値観の形成、関心の醸成を図っていく必要があります。
- 保全技術の継承や、ともに考え続ける場づくりについては、取組が限られていることから、一層の情報の発信や機会の提供により、積極的な参加や各主体の連携を促す必要があります。

## 第3章 戦略の目標

### 第1節 基本戦略

当県の多様な自然環境に育まれた豊かな生物多様性は、当県の誇る財産です。

そして、県民の余暇や趣味、企業の様々な経済活動、海外も含めた他地域との交流などに利用されており、誰にとってもかけがえのないものです。

そのため、県ではこれまでも、森林資源や水産資源の利活用、間伐などを通じた森林環境の整備、野生鳥獣の保護や管理、教育や普及啓発などに取り組んできました。

しかしながら、近年の人口減少や気候変動の進展といった社会情勢の変化のほか、外来種の侵入や野生鳥獣による被害など、生物多様性の保全が脅かされる事態が生じています。

こうした状況を踏まえ、今後の生物多様性関連施策の推進に当たっては、生物多様性を一層利用することで、生物多様性の保全を図り、より多くの県民が生物多様性を理解し、行動していくことが必要との観点から、次の基本戦略を掲げます。

#### 基本戦略1

**生物多様性を利用する** ～暮らしに活かし、未来へつなぐ～

#### 基本戦略2

**生物多様性を保全する** ～森・里・川・海のつながりを守る～

#### 基本戦略3

**生物多様性を理解し、行動する** ～ともに考え続ける～

## 第2節 状態目標・行動目標

3つの基本戦略ごとに、将来的（50～100年後）に達成すべき状態を示す「状態目標」と、状態目標を達成するために本戦略の期間内（10年間）に実施すべき行動を示す「行動目標」を次のとおり設定します。

### 基本戦略1 生物多様性を利用する

状態目標		行動目標	
1-A	地域自然資源や文化が県民や地域に認識され、活用されている	1-1	自然環境が有する多様な機能を活用した地域づくりを推進する
		1-2	地域の自然資源や文化を活かした地域振興を推進する
		1-3	森林の生み出す環境価値の活用を推進する
1-B	消費行動において、生物多様性への配慮が行われている	1-4	生物多様性に配慮した消費行動を促す
1-C	事業活動において、生物多様性への配慮が行われている	1-5	生物多様性に配慮した事業活動を促す
1-D	持続可能な農林水産業が拡大している	1-6	持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

### 基本戦略2 生物多様性を保全する

状態目標		行動目標	
2-A	森・里・川・海のつながりが確保され、生態系、種、遺伝子の3つのレベルにおける生物多様性が保全されている	2-1	生態系を保全・再生する
		2-2	30by30の実現に貢献する
2-B	希少野生生物の生息・生育環境が保全され、絶滅リスクが低減している	2-3	希少野生生物を保護・保全する
2-C	侵略的外来種による影響が最小限に抑えられている	2-4	外来種対策を推進する
2-D	野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している	2-5	野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する

### 基本戦略3

### 生物多様性を理解し、行動する

状態目標		行動目標	
3-A	教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている	3-1	生物多様性に関する環境教育を推進する
		3-2	自然と触れ合い学ぶ機会の提供などにより、知識の習得や関心の醸成を図り、行動変容を促す
3-B	自然環境を保全・再生する活動に対する県民の積極的な参加が行われている	3-3	地域における自然環境を保全・再生する取組を促進する
3-C	生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果などが利活用されるとともに、様々な主体の連携が促進されている	3-4	情報の発信や活用に係る人材の育成や機会の提供を行う
		3-5	市町村における生物多様性地域戦略の策定を促す

## 第4章 行動計画

3つの基本戦略ごとに設定した行動目標の達成に向け、県が取り組む施策の方針を行動計画として整理します。

### 基本戦略1 生物多様性を利用する



#### 行動目標 1-1 自然環境が有する多様な機能を活用した地域づくりを推進する

(森林や農地等の多面的機能の向上)

- 森林の公益的機能の向上を図るため、間伐等の森林整備や荒廃した森林の復旧、環境保全林への誘導、保安林制度の適正な運用などに取り組むとともに、人の生活圏に近いエリアにおいて、地域住民の生活環境の保全を併せて図るための不要木除去や放置竹林の整備等を支援します。
- 林業での採算が見込めない針葉樹人工林を針広混交林等へ誘導していくため、針広混交林化に関する施業技術の確立に向けたモデル事業を実施します。
- 野生鳥獣被害の軽減など地域住民の生活環境の保全や生物多様性の保全を図るため、里山林の整備を支援し、環境を重視した里山づくりを推進します。
- 農地や農業用施設等の地域資源が持つ様々な機能（多面的機能）を維持・保全するため地域ぐるみで行う共同活動や、棚田の保全活動を支援します。

(グリーンインフラやEco-DRRの推進)

- 森林の面的防災力を高める間伐等の森林整備と治山施設を組み合わせた事前防災対策を進めます。また、荒廃地の生態系に配慮した植生回復や樹林化を推進します。
- 林野事業と協働した砂防事業の実施により、流域全体で水災害を軽減させる「流域治水」を推進します。

(都市緑化等による吸収源対策等の推進)

- 特別緑地保全地区や風致地区制度による都市内の緑地の保全や緑化に取り組む市町村を支援します。
- 都市公園における植栽地の適正な維持管理を図るとともに、国が推進する環境対策事業を積極的に活用し、環境に配慮した都市公園の整備を推進します。

#### 行動目標 1-2 地域の自然資源や文化を活かした地域振興を推進する

(自然公園等における自然体験活動の促進)

- 自然公園施設の適正な維持管理を行うとともに、利用者のニーズを踏まえた使い易い施設の整備に努めます。
- 自然の活用や、自然を活用した誘客を進めることで、更なる自然の保護の取組につながる好環境を目指して、自然体験プログラムの造成・提供や人材育成などの取組を推進します。

#### **(グリーン・ツーリズム・農泊の推進)**

- 都市と農村の交流を推進するため、体験プログラムを提供する人材の育成や、観光事業者等と連携した国内外への情報発信の強化などに取り組みます。
- 自然や歴史、文化を地域ぐるみで守りつつ、観光活用していくサステナブル・ツーリズムを推進するほか、自然公園等に関する情報を提供し、自然とふれあう機会の増進を図ります。

#### **(長良川システムの保全・活用・継承)**

- 世界農業遺産「清流長良川の鮎」の持続的な発展を図るため、清流のシンボルである鮎資源を増やす取組や、鮎のブランド価値の国内外への発信と販路拡大、清流長良川あゆパークを核とした体験プログラムの提供など、若い世代に「長良川システム」の価値を伝える活動等を推進します。

#### **(山村地域・中山間地域等の活力維持に向けた取組)**

- 森林空間を観光・健康・教育など多様な分野で活用し、山村地域に新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」を推進します。
- 林業の新規就業者の確保・育成に向け、「森のジョブステーションぎふ」における林業就業相談会・林業体感見学ツアーの開催、森のしごとPR事業などの取組を支援します。
- 農地の有効利用を図るため、遊休農地の解消に向けた取組を支援するとともに、条件が不利な地域において農業生産活動を維持するための活動を支援します。

#### **(魅力ある水辺空間の創出)**

- 河川改修に当たり、水辺に近付ける護岸や斜路等のアクセス施設の整備など、子どもたちが自然と親しめる川づくりを進めます。

#### **(自然的名勝の保存・活用の推進)**

- 芸術上または観賞上価値の高い庭園等、自然環境を構成要素とする名勝を指定して保護します。

#### **(食文化の保護・継承による農山漁村の活性化)**

- 地域の河川等が育ててきた伝統的な魚食文化を継承し、安定供給及び地域食材としての普及を図るため、養殖の研究や技術指導を行います。

### 行動目標 1-3 森林の生み出す環境価値の活用を推進する

#### (森林吸収源対策)

- 県内の適切に管理された森林による二酸化炭素吸収量を県がクレジットとして認証する「G-クレジット制度」を運用するとともに、森林由来のカーボン・クレジット制度の認知度向上を図るため、普及・啓発活動を行います。
- 森林を伐採した後に、次世代の森林を造成するため、多様な森林造成に対応できる低コストで確実性の高い再造林技術を開発します。

#### (バイオマス利活用の推進)

- 県民協働による森林に放置された未利用材の搬出運搬を支援するとともに、木質資源利用ボイラー、木質ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入を支援します。
- 「エネルギーの森」の整備を行う事業者に対し、燃料材の搬出を支援するとともに、適した樹種の選定や施業体系の実証に取り組む事業者等を支援します。
- 森林資源活用のための所有者不明山林の解決に向けた検討、国への提言を行うほか、山林や堆肥などを活用したバイオコークスの生産体制確立に向けた支援策の検討や全国への普及に向けた取組を推進します。

### 行動目標 1-4 生物多様性に配慮した消費行動を促す

#### (知識を実践に変える県民運動の展開)

- 環境への理解を深め、環境に配慮した行動を促すため、環境に関する学習コンテンツや企業等の取組の情報発信のほか、食品ロス削減の促進や「エシカル消費」といわれる人や社会、環境に配慮した消費行動の普及啓発を行います。
- 高校生や大学生など若年層に向けて、プラスチックの資源循環に関する認識を深める特別授業等を開催し、分別の徹底など自ら行動する意識の醸成を図ります。

#### (環境保全型農業に対する消費者の理解促進)

- 有機農業の普及拡大を図るため、参入しやすい体制の整備、栽培技術の開発・普及などの生産面と、消費者への理解促進など販売面での取組を進めます。

#### (環境と調和のとれた食料の消費に配慮した食育の推進)

- 児童生徒の発達の段階を踏まえ、教科等の学習との関連や家庭・地域との連携を位置付けた食に関する指導の全体計画を作成するなど、食育の推進体制を強化します。また、食育月間、食育の日、学校給食週間において、環境や郷土との関わりをもたせた「食」について学ぶ取組を展開します。

### 行動目標 1-5 生物多様性に配慮した事業活動を促す

#### (優良事例の情報発信・人材育成)

- 建設工事に関わる行政機関や民間の現場技術者等に対して、多様な手法を用いて自然共生の重要性を広く啓発し、環境に配慮した施工意識の向上及び自然共生工法の導入を推進します。
- 「公共事業における生物多様性配慮ガイドライン」の普及啓発に努めるとともに、一定規模以上の開発行為については、あらかじめ自然環境保全協定を締結します。
- 従来の公害防止協定に地球規模の環境保全や化学物質対策等に加え、自主管理・自主目標を設定するとともに、その環境配慮への取組を広く公開していく「環境創出協定」の締結を推進し、企業による自主的な環境保全対策を促します。

#### （プラスチック資源循環の推進）

- 石油由来プラスチック代替製品であるバイオプラスチックや、紙等の再生可能素材製品の利用促進のため、事業者・消費者双方に対し啓発を行います。
- 河川を經由した海洋ごみの発生を抑制するため、「プラごみゼロ・キャンペーン」等による街や川の清掃活動や意識啓発活動を推進します。

### 行動目標 1-6 持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

#### （環境に配慮した農業の推進）

- 「みどりの食料システム法」に基づく、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度に、生産工程を管理し、安全・安心を確保するGAPの考え方を取り入れた「岐阜県版みどり認定制度(仮称)」を創設し、環境と調和した持続可能な農業を推進します。
- 有機農業の普及拡大を図るため、参入しやすい体制の整備、栽培技術の開発・普及などの生産面と、消費者への理解促進など販売面での取組を進めます。(再掲)

#### （持続可能な営農を通じた農村環境整備の推進）

- 農地の有効利用を図るため、遊休農地の解消に向けた取組を支援するとともに、条件が不利な地域において農業生産を維持するための活動を支援します。(再掲)

#### （家畜排せつ物の利活用の推進）

- 畜産農家等が生産している家畜排せつ物を主な原材料とした堆肥について、種別・成分等を一覧にし、県ホームページで公表するなど堆肥の利用を推進します。

#### （適切な生産活動を通じた木材の需要拡大への取組）

- 岐阜証明材推進制度等により品質・性能の確かな製品を供給するとともに、安定供給のための体制整備を支援します。
- 非住宅建築物の木材利用に関する課題等を解決し、木造化・木質化を推進するほか、県産材を活用して住宅を新築または改修する施主に対して支援するなど、県産材の需要の拡大を図ります。
- 県民協働による森林に放置された未利用材の搬出運搬を支援するとともに、木質

資源利用ボイラー、木質ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入を支援します。

(再掲)

- 「エネルギーの森」の整備を行う事業者に対し、燃料材の搬出を支援するとともに、適した樹種の選定や施業体系の実証に取り組む事業者等を支援します。(再掲)
- 森林資源活用のための所有者不明山林の解決に向けた検討、国への提言を行うほか、山林や堆肥などを活用したバイオコークスの生産体制確立に向けた支援策の検討や全国への普及に向けた取組を推進します。(再掲)

#### (森林施業の適切な実施に向けた新技術の導入や人材育成)

- 林業経営者による高性能な機械の導入や林業事業者によるICT等の新技術の導入や研修等を支援し、木材生産の拡大や効率化、低コスト化、安全性の向上等を図ります。

#### (持続可能な水産業の推進)

- 自然の再生産を活用して鮎資源を増やすため、採捕の禁止期間を温暖化による産卵期の変化に併せて改正するとともに、産卵しやすい環境を整えるため、産卵場の耕耘を行います。
- 溪流魚の増殖技術の開発・普及を図るほか、アユを含めた天然資源や天然遺伝子資源の有効利用に関する調査・研究を実施します。
- 地域の河川等が育んできた伝統的な魚食文化を継承し、安定供給及び地域食材としての普及を図るため、養殖の研究や技術指導を行います。(再掲)

## 基本戦略 1 達成目標

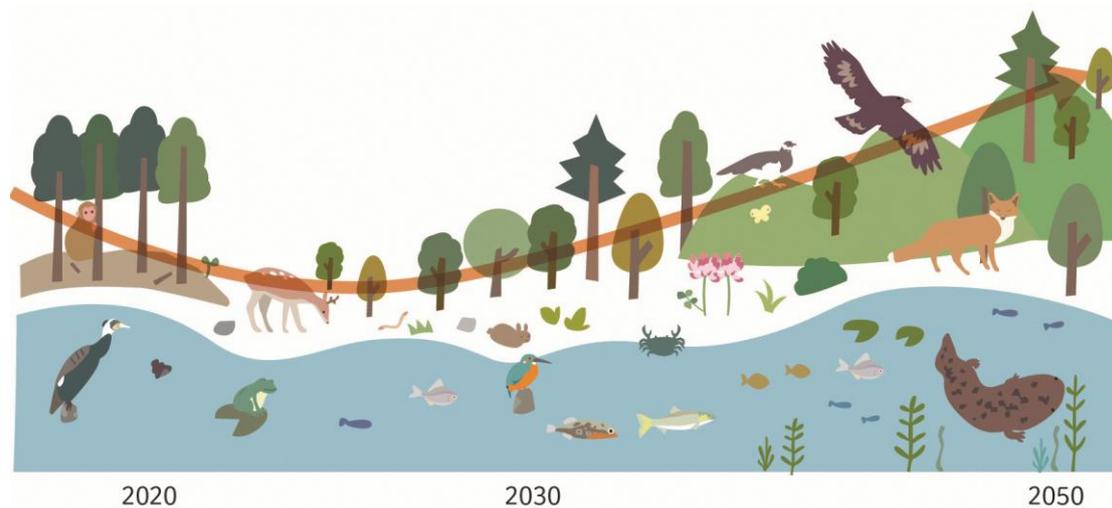
行動目標	指標名	実績値	目標値	備考
1-1	農地維持活動に集落で取り組む協定面積	28,438ha (2024)	28,300ha (2030)	ぎふ農業活性化基本計画で定める目標数値をもとに設定
1-2	自然公園利用者数	646万人 (2023)	800万人 (2030)	現状の実績をもとに設定
1-3	木質バイオマス利用量	197千m <sup>3</sup> (2024)	250千m <sup>3</sup> (2026)	第4期森林づくり基本計画で定める目標数値を暫定的に設定(第5期計画を踏まえて改めて設定)
1-4	食品ロスの発生量 ※家庭系食品ロス量	35,054t (2023)	32,300t (2030)	国が示す目標をもとに算定
1-5	「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ!』」登録店舗数(累計)	1,537店舗 (2024)	2,000店舗 (2030)	現状の実績をもとに設定
1-6	岐阜県版みどり認定制度(仮称)取組面積(累計)	— (2025)	5,000ha (2030)	ぎふ農業活性化基本計画で定める目標数値をもとに設定
	森林技術者数	898人 (2024)	1,140人 (2026)	第4期森林づくり基本計画で定める目標数値を暫定的に設定(第5期計画を踏まえて改めて設定)

## コラム2 ネイチャーポジティブ(自然再興)

近年、地球規模で森林の減少や生態系の劣化が進行し、生物多様性の損失が深刻な課題となっています。こうした状況を受けて国際的に注目されている考え方が「ネイチャーポジティブ(Nature Positive)」です。従来の環境対策は自然への悪影響を「減らす」「抑える」ことに重点が置かれてきましたが、ネイチャーポジティブは、人間活動による自然の損失を止め、自然を回復軌道に乗せることを意味する概念で、日本語では「自然再興」と訳されます。

具体的な取組としては、手入れが行われなくなった森林や里地里山で間伐や下草刈りを行い、光が林内に届く環境を回復させることで、多様な動植物が生息できる状態を取り戻す取組が挙げられます。また、河川や湿地では、コンクリートで覆われた護岸の一部を自然素材に戻したり、魚類が遡上できるよう段差を解消することで、水辺の生態系の再生を図る取組が進められています。

健全な森林や河川は、二酸化炭素の吸収や水害の緩和に寄与し、農林水産業や観光など地域経済の基盤ともなるため、この考え方は、生物多様性の保全だけでなく、気候変動対策や地域の持続可能な発展とも深く結びついており、世界経済フォーラム(WEF)等、経済界からも注目を浴びています。



### コラム3

## エコツーリズムの聖地としての岐阜県

エコツーリズムの一般的な印象は、自然体験しながら生態系について学ぶ観光である。ガイドが案内し、生態系や生物について「学ぶ」ことで理解を深める体験活動でもある。

最近ではエコツアーの観光の対象が地域文化にまで拡大し、観光地の自然や文化を体験しながら楽しく学べるエコツアーの人気も高まっている。また自然環境に配慮しながら体験するエコツーリズムは、「持続可能な観光」としても高く評価されてきた。

一方、岐阜県は県土の8割が森林に覆われ、海拔0mから3000mの高山帯まで県土が広がる。また「清流が育んだ自然」と県民が自負する豊かな水系を擁する。定住以来、この地で生活を営む岐阜県民はこの自然と向き合ってきた。それは協働して自然災害をしのぎ、また資源として自然を巧みに利用してきた生態系と人々のおつき合いの歴史である。

この歴史を考えると、岐阜県のエコツーリズムには可能性がある。原生自然を探訪するエコツアーではなく、人と生態系の相互関係の歴史を学ぶエコツアーが提供できるからだ。その好例は河川生態系を巧みに利用しながら、体験する楽しみも提供できる「鶺鴒い」ツアーであろう。生態系の利用と保全の1300年にわたる歴史を参加者が船上で楽しめる。

この「生物多様性ぎふ戦略」は、エコツーリズムを通じて県民や観光客が生物多様性を実感する機会の創出も目指している。楽しみながら学ぶことこそ、生物多様性保全への第一歩である。

生物多様性ぎふ戦略改定検討委員会

委員 敷田 麻実

(一財)地域振興研究所 主任研究員



人と生態系の相互関係の歴史を学ぶことができる鶺鴒い



写真提供 敷田 麻実

「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されるなど、県を代表する魚アユ。この認定維持のためには県水産業振興計画ではアユの資源(天然遡上数と放流数)目標を1,000万尾と定め、遡上アユが減少傾向であることから毎年500万尾以上放流する必要があるとしている。県の資源目標は漁場面積から算出した環境収容力(自然環境が産み出し育む量)を根拠としている。しかし、ある種の環境収容力は餌や競合種、捕食生物はもとより、気候や人間活動とも密接に関係するため、これからの生物多様性保全の観点からはアユを含めた生態系全体の環境収容力を考える必要がある。アユだけに着目し、放流量を増やして資源目標を達成しても遡上アユが増えていない現状や、全国的に遊漁(釣り)人口が右肩下がりである実態に鑑みれば遊漁を主としたアユ漁獲量(500万尾)を満たすための放流は見直す時期に来ている。

この放流をベースとした考え方(放流≒増殖)は、漁業法によるところが大きく、漁業協同組合に「増殖義務」が課せられていることに基づいている。増殖義務は主に放流によって果たされるわけだが、放流しても増えない事例がいくつか報告されている。例えばサクラマス(*Oncorhynchus masou masou*)の研究からは大規模な放流が行われている河川ほどサクラマスが増えるどころか、すべての魚種が減るという本末転倒な結果が報告されており<sup>1)</sup>、また北海道の朱太川では稚アユの放流を止めてから過去最高のアユ遡上数を記録するなど、放流よりもむしろ産卵場の造成が奏功したとしている<sup>2)</sup>。

すべての放流が増殖に結びつかないわけではないが、放流は使用する種苗の質・管理に加えて他の生物への影響も含めて非常に慎重さが求められる<sup>3)</sup>。それよりも「場(生息環境)」の改善に注力し、遡上アユで溢れかえる長良川を目指すべきであろう。



世界農業遺産 清流長良川の鮎

生物多様性ぎふ戦略改定検討委員会

委員 池谷 幸樹

世界淡水魚園水族館 アクア・トトぎふ 館長

- 1) Terui, A., Urabe, H., Senzaki, M., & Nishizawa, B. Intentional release of native species undermines ecological stability. *Proc. Natl. Acad. Sci. U. S. A.* 120(7), doi: 10.1073/pnas.2218044120 (2023).
- 2) 高橋 勇夫. 稚アユの放流をやめた朱太川. たかはし河川生物調査事務所, 取得日 2026年2月13日 <[https://hito-ayu.net/opinion\\_05.html](https://hito-ayu.net/opinion_05.html)> (2020).
- 3) 日本魚類学会自然保護委員会. 生物多様性の保全をめざした魚類の放流ガイドライン. 日本魚類学会, 取得日 2026年2月13日 <[https://www.fish-isj.jp/message/guideline/2005\\_0326/](https://www.fish-isj.jp/message/guideline/2005_0326/)> (2005).

## 基本戦略2 生物多様性を保全する



### 行動目標 2-1 生態系を保全・再生する

#### (法令に基づく規制・管理等)

- 自然公園区域や自然環境保全地域、緑地環境保全地域において、各種行為の規制等を行うことを通じ、優れた自然環境を保全します。
- 貴重な生態系を育む湿原・湿地や動植物の生息地について、県天然記念物に指定し、乱獲や無秩序な開発を規制するとともに、岐阜県文化財保護協会が委嘱する文化財保護巡視員が定期的に巡視し、保存保護に努めます。
- 野生鳥獣の保護のため、特に重要な区域について鳥獣保護区や特別保護地区に指定し、野生鳥獣及びその生息地の保護を図ります。
- 名勝や天然記念物などの位置や範囲を集約した「遺跡管理GIS」を活用し、公共事業の開発部局との情報共有や調整により、無配慮な開発を防ぎます。

#### (天然記念物の保全・活用の推進)

- 県天然記念物について、地域住民、専門家、行政が協働して継続的な保護活動を行うための仕組みづくりを支援するなど、保全・再生に努めます。
- 特別天然記念物オオサンショウウオ保護のため、交雑個体の分布域拡大阻止を目的として、交雑個体の適切な防除や情報収集、普及啓発に努めます。

#### (環境影響評価等の推進)

- 大規模な事業の実施に係る環境の保全について、事業者による適正な配慮がなされるよう環境影響評価制度の適正な運用を行います。
- 「公共事業における生物多様性配慮ガイドライン」の普及啓発に努めるとともに、一定規模以上の開発行為については、あらかじめ自然環境保全協定を締結します。  
(再掲)

#### (多様な森林づくりの推進)

- 県有林の管理・経営に当たり、F S C 森林管理認証の原則・基準に基づき、森林の生物多様性を保全し、持続可能な森林づくりを進めます。
- 森林の公益的機能の向上を図るため、間伐等の森林整備や荒廃した森林の復旧、環境保全林への誘導、保安林制度の適正な運用などに取り組むとともに、人の生活圏に近いエリアにおいて、地域住民の生活環境の保全を併せて図るため、不要木除去や放置竹林の整備等を支援します。(再掲)
- 林業での採算が見込めない針葉樹人工林を針広混交林等へ誘導していくため、針広混交林化に関する施業技術の確立に向けたモデル事業を実施します。(再掲)

- 野生鳥獣被害の軽減など地域住民の生活環境の保全や生物多様性の保全を図るため、里山林の整備を支援し、環境を重視した里山づくりを推進します。(再掲)
- 森林を伐採した後に、次世代の森林を造成するため、多様な森林造成に対応できる低コストで確実性の高い再造林技術を開発します。(再掲)

#### (地域における森林の保全管理)

- 市町村による森林経営管理を促進するため、「地域森林管理支援センター」が中心となり、市町村の森林経営管理制度の取組を総合的に支援します。

#### (森林病虫害防除対策及び林野火災の予防による森林の保全)

- 市町村が実施する森林病虫害防除対策を支援します。
- 林野火災の予防に向けた広報啓発活動を実施します。

#### (農村環境における生態系ネットワークの保全)

- 生物多様性保全の視点を取り入れた農業生産基盤の整備について、水生生物に関する調査研究を行うとともに、地域住民の理解・参画を得ながら推進します。
- 「岐阜県版みどり認定制度(仮称)」の取組を促進し、水環境への負荷を減らした農業を推進します。
- 農地や農業用施設等の地域資源が持つ様々な機能(多面的機能)を維持・保全するため地域ぐるみで行う共同活動や、棚田の保全活動を支援します。(再掲)

#### (都市緑化の保全、都市公園の整備等)

- 特別緑地保全地区や風致地区制度による都市内の緑地の保全や緑化に取り組む市町村を支援します。(再掲)
- 都市公園における植栽地の適正な維持管理を図るとともに、国が推進する環境対策事業を積極的に活用し、環境に配慮した都市公園の整備を推進します。(再掲)

#### (自然と共生した川づくり)

- 多様な生物が生息できる良好な河川環境(湿地、氾濫原、河畔林等)を保全・復元するため、地域の特性を踏まえた自然と共生した川づくりを実施します。
- 川で活動する団体や地域住民が参画する「ベストリバー推進グループ」を組織し、地域との連携・協働による河川整備を推進します。
- 魚類等の遡上・降下環境を守るため、「フィッシュウェイ・サポーター」と協働で魚道を点検し、必要に応じて堆積した土砂の除去や補修等、適切な維持管理を行います。

#### (河川流域における生態系への負荷軽減)

- ダム事業等の実施に当たっては、事前に環境調査を実施し、環境に及ぼす影響について検討し、回避や低減等の措置を講じます。
- 砂防堰堤の設置に当たっては、魚類等の移動を遮断しない透過型の構造とするなど、自然環境に配慮した事業を推進します。

### (水環境の保全)

- 家庭からの生活排水による河川等の水質悪化、工場・事業場からの排水による水質を防止する取組を推進するとともに、公共用水域の水質情報などを県民に提供します。
- 環境基本法に基づき定められる「水生生物の保全に係る環境基準」について、水域ごとに指定した類型に基づき達成状況を把握するとともに、水質や利用状況の変化に対応して、適宜、環境基準の類型の当てはめを見直します。

### (排水施設の整備等による水質改善)

- 農村地域の環境保全を図るため、市町村が行う農業集落排水事業や、老朽化により機能の低下が危惧される施設の適切な維持管理を支援します。
- 公共用水域の水質保全のため、木曾川右岸流域の下水道事業を推進するほか、市町村が行う公共下水道事業を支援します。

### (気候変動の影響評価や適応策の研究)

- 岐阜大学と共同で設置した岐阜県気候変動適応センターを拠点に、気候変動の影響及び適応に関する情報の収集・整理・分析、共同研究を行います。
- 気候変動問題への関心と理解を深める普及啓発を行うとともに、適応策の立案や普及啓発活動等を担うことができる人材育成に取り組みます。

## 行動目標 2-2 30by30 の実現に貢献する

### (保護地域の保全・管理)

- 自然公園区域や自然環境保全地域、緑地環境保全地域において、各種行為の規制等を行うことを通じ、優れた自然環境を保全します。(再掲)
- 貴重な生態系を育む湿原・湿地や動植物の生息地について、県天然記念物に指定し、乱獲や無秩序な開発を規制するとともに、岐阜県文化財保護協会が委嘱する文化財保護巡視員が定期的に巡視し、保存保護に努めます。(再掲)
- 野生鳥獣の保護のため、特に重要な区域について鳥獣保護区や特別保護地区に指定し、野生鳥獣及びその生息地の保護を図ります。(再掲)
- 県天然記念物について、地域住民、専門家、行政が協働して継続的な保護活動を行うための仕組みづくりを支援するなど、保全・再生に努めます。(再掲)

### (自然共生サイト認定の推進)

- 30by30やOECM(保護地域以外の生物多様性保全に資する地域)のほか、自然共生サイトに取り組む企業や環境活動団体等についてポータルサイトで情報発信を行います。
- 自然共生サイトに取り組む企業や環境活動団体等と連携した環境学習の実施を検討します。

## 行動目標 2-3 希少野生生物を保護・保全する

### (レッドリストの作成と希少野生生物の指定)

- 野生生物の生息状況を継続的に調査し、絶滅のおそれのある種の保全の基礎データとなるレッドリストを作成するとともに、種ごとの情報を記載したレッドデータブックにより広く周知を行い、保全の意識醸成を図ります。
- 岐阜県希少野生生物保護条例に基づき、特に絶滅のおそれが高い種を希少野生生物に指定し、重要な生息地域も含め、保護に努めます。

### (希少種の保護及び生息環境の保全)

- ライチョウなどの希少種について、保護計画に基づく生息状況や生息環境の調査のほか、環境教育を含めた普及啓発を実施します。
- 国等と連携し、淡水生物の希少種(イタセンパラ・ヤマトサンショウウオなど)を対象に生息域内外における保全事業を実施するほか、イタセンパラ等が生息する氾濫原環境の保全・再生に取り組みます。また、野生生物保護支援団体等が行うハリヨの保護活動を支援します。
- 岐阜県野生鳥獣リハビリセンターにおいて、傷病希少鳥類の治療及びリハビリを行い、放野を図ります。

### (普通種を含む身近な自然環境の保全)

- 貴重な樹木の保護、保存体制の強化のため、「岐阜県緑の博士(グリーンドクター)」を養成し、樹木の診断、治療等を推進します。また、樹木等に関する常設相談窓口「緑の相談室」を設置して必要な助言等を行います。

## 行動目標 2-4 外来種対策を推進する

### (生態系被害防止外来種リストの作成)

- 野生生物の生息状況を継続的に調査し、県内に定着または定着のおそれがあり、生態系、人の生命・身体、農林水産業等に被害を及ぼすおそれがある外来種について「岐阜県生態系被害防止外来種リスト」としてとりまとめるとともに、種ごとの情報を記載したハンドブックにより駆除等について周知します。

### (特定外来生物の防除強化)

- 特定外来生物の定着・分布拡大を防ぐため、特に人身や生態系に甚大な被害が及ぶおそれのある種(アルゼンチンアリ、カミツキガメ等)について県による緊急防除を行うとともに、市町村による特定外来生物の防除の取組を支援します。
- 生態系及び漁業資源への影響が特に懸念されるコクチバス等について、その侵入域を経時的にモニタリングしていくとともに、漁協等が主体的に実施できる効果

的な駆除方法をさらに調査し確立することで、コクチバス防除への取組みを支援します。

- 農作物に被害を与えるスクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)について、被害対策マニュアルを活用して対策の普及を推進します。

## **行動目標 2-5 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する**

### **(鳥獣被害防止対策の推進)**

- 野生鳥獣による農作物被害を軽減するため、集落点検を実施し、地域が行う防護柵の設置や捕獲活動などを支援するほか、市町村域等を跨る広域捕獲、ICTを活用した捕獲システムの導入などを促進します。
- 野生鳥獣被害の軽減など地域住民の生活環境の保全や生物多様性の保全を図るため、里山林の整備を支援し、環境を重視した里山づくりを推進します。(再掲)
- 森林における野生鳥獣による被害を軽減するため、予防対策のテープ巻や防護柵の設置を支援するほか、樹種・環境に適した獣害対策資材の検証を進めるとともに、撤去時期等まで考慮した資材の維持管理技術を開発します。

### **(カワウの食害による内水面漁業被害の軽減)**

- カワウの食害による内水面漁業被害の軽減に向け、捕獲や追い払い活動への支援や新技術の検証を実施するほか、隣接県と連携した広域対策に向けた取組を進めます。

### **(鳥獣保護管理施策の推進)**

- 野生鳥獣の保護・管理の状況や社会的変化に応じて、5年ごとに鳥獣保護管理事業計画の見直しを行うとともに、関係団体等と連携・協力して施策を総合的に推進します。

### **(特定鳥獣の科学的・計画的な保護管理の強化)**

- イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ及びニホンカモシカについて、生息状況調査を行ったうえで第二種特定鳥獣管理計画を策定し、捕獲や個体数の管理を計画的に実施します。
- 岐阜大学と共同で設置している岐阜県野生動物管理推進センターにおいて、野生動物の調査・研究を行うとともに、その科学的知見を活かして市町村等が実施する被害防止対策の技術指導などを実施します。

### **(ツキノワグマ対策の推進)**

- ツキノワグマによる人身被害を防止するため、ゾーニング管理や緊急銃猟の体制整備を推進するとともに、市町村職員等を対象に、専門知識習得のための研修を実施します。
- 適切な個体数管理及び効果的な出没防止対策を進めるため、地域別の個体数等を

把握する調査を行います。

- 集落や緩衝地帯に出没するツキノワグマに対し、ICT等の新技術を活用した出没防止対策を実施します。
- 県民が自ら対策を取れるよう、県ホームページやSNS等を通じて、ツキノワグマの出没情報や取るべき行動について、情報発信を行います。

#### **(地域資源としての捕獲鳥獣の利活用に向けた取組)**

- 捕獲したニホンジカやイノシシのジビエとしての利活用を推進するため、解体処理施設を核とした流通・販売ネットワークの拡大を進めるほか、料理フェアや販売イベントを開催するなど、ジビエの認知度向上と販路拡大を支援します。

#### **(鳥獣保護管理の担い手の確保・育成)**

- 鳥獣保護管理の担い手を確保・育成するため、若い世代に狩猟免許取得を促すイベントの開催や、岐阜県野生動物管理推進センターにおける専門人材の育成等を実施します。また、捕獲の担い手を対象に捕獲技術の向上及び安全性の向上のための研修を実施します。

#### **(野生鳥獣に関する感染症への対応)**

- 高病原性鳥インフルエンザについて、死亡野鳥等の検査を実施し発生動向を把握するとともに、発生時には渡り鳥の飛来状況調査や監視強化等を実施します。
- 豚熱について、野生イノシシへの経口ワクチンの散布や豚熱浸潤状況等のサーベイランスの実施、自然歩道等への石灰帯の設置など、拡散防止のための対策を引き続き推進します。
- 人獣共通感染症について県民への情報提供・注意喚起を行うとともに、野生動物と人との適切な関係について普及啓発を行います。

## 基本戦略2 達成目標

行動目標	指標名	実績値	目標値	備考
2-1	間伐実施面積	5,241ha (2024)	9,600ha (2026)	第4期森林づくり基本計画で定める目標数値を暫定的に設定(第5期計画を踏まえて改めて設定)
2-2	自然共生サイト認定数	6地域 (2024)	32地域 (2030)	現状の実績をもとに設定
2-3	県内野生絶滅種の新規発生数	－ (2024)	0種 (2030)	現状の実績をもとに設定
2-4	県内で新たに定着が確認された特定外来生物の種の数	－ (2024)	0種 (2030)	現状の実績をもとに設定
2-5	ニホンジカの生息数 ※推定個体数	108,074頭 (2024)	45,000頭 (2030)	第二種特定鳥獣管理計画で定める目標数値をもとに設定
	狩猟免許保持者数	4,629人 (2024)	5,500人 (2030)	現状の実績をもとに設定

## コラム5 30by30

近年、生物多様性の損失が地球規模で深刻化する中、その回復に向けた国際目標として注目されているのが「30by30(サーティ・バイ・サーティ)」です。30by30とは、2030年までに陸域・海域の30%以上を保全することを目指す目標であり、ポスト2020生物多様性枠組やネイチャーポジティブの実現に位置付けられています。

30by30の特徴は、国立公園や自然保護区といった従来型の保護地域のみで目標達成を目指すものではない点にあります。近年では、地域における多様な主体の関与を前提とした保全の考え方が重視されており、その代表的な概念がOECM(Other Effective Area-based Conservation Measures)です。法的な保護区には指定されていないものの、生物多様性の保全に資する効果的な管理が行われている地域であるOECMは、里地里山、企業林、農地、水源涵養林など、人の利用と保全が両立している場所も含まれる点が特徴です。

日本では、こうしたOECMの考え方を具体化する取組として、自然共生サイトの認定制度が進められています。自然共生サイトは、民間企業、自治体、地域団体などが主体となり、生物多様性の保全に貢献している区域を国が認定する仕組みであり、30by30の達成に向けた重要な手段と位置付けられています。これにより、保護と利用の両立を図りながら、地域に根ざした保全活動を可視化し、評価することが可能となります。

このように、30by30は単なる「面積目標」ではなく、OECMや自然共生サイトを通じて、人と自然の関わりを前提とした保全を社会全体に広げていく枠組みです。

### ■ 岐阜県の自然共生サイト認定数 12か所 (R8.3月末現在)



パローの森(可児市) 探検イベント



ブラザーの森郡上(郡上市) 従業員の植樹ツアー



## コラム6 天狗伝説のモデル、

### イヌワシが教えてくれる「豊かな森」の姿

イヌワシは、山地の広い森林に生息する国内最大級の猛禽類です。つがいで100平方キロメートルにもおよぶ広大な行動圏を持ち、急峻な地形や落葉広葉樹林に覆われた山の尾根や谷を行き来しながら、雪崩跡や伐採地などの開けた場所で、ノウサギやヤマドリを捕らえて暮らしています。

岐阜県はその地形から、本来は生息密度が高くなるポテンシャルを持った地域です。県内各地に「天狗」由来の地名が多く残っていることも、空を舞うイヌワシの姿がかつて身近であったことを示唆しています。

しかし現在、県内の繁殖つがいは多くありません。戦後に拡大した人工林が手入れ不足で密生し、イヌワシの獲物となる生きものが減っただけでなく、獲物を見つける「開けた狩場」が失われたことが一因と考えられています。さらに近年は、風力発電やメガソーラーなどの再エネ開発による生息地の破壊も大きな懸念材料です。日本生態学会などの学術団体は、希少種の生息地における開発には、生物多様性への影響を慎重に検討すべきだと提言しています。

広い行動圏をもち、生態系の頂点に立つイヌワシを守ることは、同じ環境に住む多様な野生生物を守ることにつながります。このような種は、一つの種を保護することで多くの種を守れることから「アンブレラ種」と呼ばれます。イヌワシが暮らせる環境を保全することは、岐阜県の豊かな生物多様性を次世代へ引き継ぐことそのものなのです。

生物多様性ぎふ戦略改定検討委員会

委員 須藤 明子

(株)イーグレット・オフィス 専務取締役



イヌワシを守ることが  
多様な野生生物を守ることに

写真提供 須藤 明子



イヌワシの生息地に広がる落葉広葉樹の森

## コラム7 これからのクマ対策に求められること

2025年、全国のクマ類による人身事故件数は過去最悪を記録しました。その原因として、しばしばブナ科堅果(以下、どんぐりとします)の実りが悪かったことが挙げられます。しかし、どんぐりの豊作と凶作は何年かおきに繰り返されてきた自然な現象であり、この年に初めて生じたことではありません。また、どんぐりの実りをもたらす天然林の面積は、最近になって急に減ったわけでもありません。

これらの状況を踏まえれば、クマ類による各種被害の増加の根底には、生息数の増加があると考えられています。岐阜県の推定生息数も増加傾向にあります。したがって今後のクマ対策には、生息数の削減を目指す捕獲、すなわち個体数管理の必要性が増す可能性があります。

では、クマの個体数管理は、どのような体制のもとで誰が担っていくべきなのでしょう。個体数管理を目的とする捕獲は、あくまでも「公的な捕獲」であり、個人のレクリエーションである狩猟に頼ることは、長い目で見れば無理が生じるかもしれません。さらに、人の日常生活圏に侵入した個体に対する「緊急銃猟」では、市街地やその周辺での発砲が必要となり、山林を中心に行われるイノシシ・シカ猟の経験は必ずしも役立ちません。

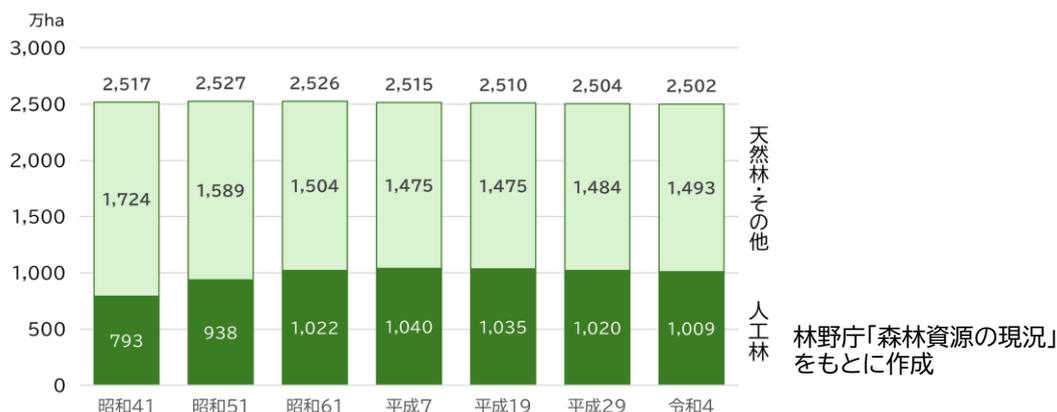
そのため、安全で効果的なクマの個体数管理の実現には、狩猟免許所持者の増加策のみならず、「公的な捕獲」への従事を念頭に個々の捕獲従事者の意識と技能の向上を目指す施策が求められることでしょう。



生物多様性ぎふ戦略改定検討委員会  
委員長 鈴木 正嗣  
岐阜大学応用生物科学部教授

岐阜県野生動物管理推進センターの  
「野生動物広域カメラモニタリング」で  
撮影されたツキノワグマ

### 日本の森林面積の推移



## 基本戦略3 生物多様性を理解し、行動する



### 行動目標 3-1 生物多様性に関する環境教育を推進する

#### (環境教育の推進)

- 県民の環境保全の理解を深め、行動変容につながるよう、環境に関する様々な情報や体験プログラム等を提供するポータルサイトを運営します。
- 県内の環境についての理解を深めるため、児童の環境学習の充実に資する「環境教育副読本」を作成します。
- 環境に関する専門家を環境教育推進員として学校等へ派遣し、環境学習計画に関する助言や講義を実施します。
- 生物多様性への理解と関心を高めるため、児童及び生徒を対象とした出前講座や、県民を対象としたシンポジウムなどを実施します。
- 小・中学校及び高等学校において、環境に関する学習や、学校独自の環境に係る取組を積極的に推進します。また、自然・農業体験活動を指導する教員を養成するため、岐阜県総合教育センターにおける体験型研修の充実に図ります。
- 保育・教育機関における「緑と水の子ども会議」等の森林環境教育の実施を支援します。
- 農地や農業用水等の農村資源の大切さについて理解を深めるため、農村資源を活用した生き物調査や農業体験などの体験型学習を実施します。
- 森林総合教育センター (morinos) において、森と暮らす楽しさと森林文化の豊かさを次世代に伝えていくための森林教育プログラムを提供します。
- 水産研究所において、希少生物の保護繁殖、水域環境保全及び水辺の環境教育に関係する普及活動及び調査・研究を実施します。

#### (博物館等の機能強化の推進)

- 博物館等において、本県のすばらしい自然や生物環境について、楽しみの中で学習する機会を提供するため、催し物などの充実に図ります。
- 世界淡水魚園水族館において、学校・一般団体に向けた生物・環境をテーマとした学習プログラムを展開します。

#### (河川における環境学習の推進)

- 小・中学生たちが身近な河川の水生昆虫等を調べる「カワゲラウォッチング」や、県民自ら地域の河川の水質状況を調査する「感覚による河川調査」により、水質保全意識の高揚を図ります。
- 小・中学校が行う「総合的な学習の時間」や地域のNPO団体等が実施する河川で

の体験学習において、講師派遣や教材の提供等の支援を行います。

- 河川改修に当たり、水辺に近付ける護岸や斜路等のアクセス施設の整備など、子どもたちが自然と親しめる川づくりを進めます。(再掲)

### **行動目標 3-2 自然と触れ合い学ぶ機会の提供などにより、知識の習得や関心の醸成を図り、行動変容を促す**

#### **(自然とのふれあいの機会の提供)**

- 森・里・川・海での自然体験プログラムを通じて、子どもたちがこれらのつながりに理解を深め、自然と積極的に関わる姿勢や環境保全意識の醸成を図ります。
- 30by30やOECM(保護地域以外の生物多様性保全に資する地域)のほか、自然共生サイトに取り組む企業や環境活動団体等についてポータルサイトで情報発信を行います。(再掲)
- 自然や歴史、文化を地域ぐるみで守りつつ、観光活用していくサステナブル・ツーリズムを推進するほか、自然公園等に関する情報を提供し、自然とふれあう機会の増進を図ります。(再掲)
- 世界農業遺産「清流長良川の鮎」の持続的な発展を図るため、清流のシンボルである鮎資源を増やす取組や、鮎のブランド価値の国内外への発信と販路拡大、清流長良川あゆパークを核とした体験プログラムの提供など、若い世代に「長良川システム」の価値を伝える活動等を推進します。(再掲)

#### **(自然公園等における保護と利用のための施設整備・情報発信)**

- 自然公園施設の適正な維持管理を行うとともに、利用者のニーズを踏まえた使い易い施設の整備に努めます。(再掲)
- 東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター、中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンターにおいて、県内の優れた自然、動植物や文化などを分かりやすく紹介します。
- 自然の活用や、自然を活用した誘客を進めることで、更なる自然の保護の取組につながる好環境を目指して、自然体験プログラムの造成・提供や人材育成などの取組を推進します。(再掲)

#### **(森林・林業が果たす役割等の普及啓発の促進)**

- 幅広い世代を対象に、森や木に親しみ、森林とのつながりを体験できるぎふ木遊館と森林総合教育センター(愛称: morinos)を核とし、森林に誇りと愛着をもち、森林を守り育てる人材を育む「ぎふ木育」を推進します。
- 緑化の推進を図るため、緑化功労者の表彰や緑の募金等、緑化の普及啓発活動を行います。

### **行動目標 3-3 地域における自然環境を保全・再生する取組を促進する**

#### (各主体間の連携強化)

- 企業や環境活動団体等の各主体が有する環境学習の教材や体験プログラム等を最大限活用し、学校での環境学習や県民の主体的な学びを支援します。
- ポータルサイトにおいて、企業や環境活動団体等の情報発信の場、連携の場を提供することにより、各主体間の連携強化に努めます。
- 水環境の保全が上流域から下流域、海洋まで一体として取り組まれるよう、市町村や県域を越えた一体的な環境保全対策に取り組みます。

#### (地域における生物多様性の保全に関する活動の促進)

- 団体等が自ら企画・立案して実行する、森づくり・川づくり活動や水環境・生物多様性の保全活動を支援します。
- 市町村が行う、住民参加による自然環境保護活動や環境教育など、次代の環境活動を担う人材育成事業を支援します。
- 地域住民と協働で、貴重な自然環境の保全に取り組む市町村を支援します。
- 森林づくりを実施する企業に対する情報提供のほか、地元の受入体制づくりへの支援、活動による二酸化炭素吸収量の認定など、企業が参加しやすい環境を整備し、企業との協働による森林づくり活動を促進します。
- 企業等が実施する農地や農村の保全活動を促進するため、CSR活動や農業参入を希望する企業と農村地域のマッチングを推進します。
- 流域内の環境保全団体等との連携による河川清掃活動に取り組むことにより、県民の河川環境保全意識の向上を図ります。

### 行動目標 3-4 情報の発信や活用に係る人材の育成や機会の提供を行う

#### (知識を実践に変える県民運動の展開)

- 県民の環境保全の理解を深め、行動変容につながるよう、環境に関する様々な情報や体験プログラム等を提供するポータルサイトを運営します。(再掲)
- 都市と農村の交流を推進するため、体験プログラムを提供する人材の育成や、観光事業者等と連携した国内外への情報発信の強化などに取り組みます。(再掲)

#### (情報の集約・可視化)

- 名勝や天然記念物などの位置や範囲を集約した「遺跡管理GIS」を活用し、公共事業の開発部局との情報共有や調整により、無配慮な開発を防ぎます。(再掲)
- 文化財及びその保護への興味・関心が高まるよう、「岐阜県文化財図録」の情報を随時追加・更新し、県民や学校等が気軽に活用できる環境を整備します。
- 県民、NPOなどによる森林づくり活動等が促進されるよう、森林づくりに関する情報を収集・発信します。
- ガンカモ類の冬期の生息状況及び渡来傾向、保護管理を図るべき生息地等について調査し、湿地の保全や鳥獣保護区の設定等の基礎資料とします。

### 行動目標 3-5 市町村における生物多様性地域戦略の策定を促す

(生物多様性地域戦略策定の推進)

- 生物多様性基本法第13条第1項の規定により地方公共団体が策定に努めることとされる生物多様性地域戦略について、地域の実情を踏まえつつ、他の関連計画との統合策定も含め、多くの市町村で策定されるよう支援します。

#### 基本戦略3 達成目標

行動目標	指標名	実績値	目標値	備考
3-1	環境問題を探求した小学校の割合	98.3% (2024)	100% (2030)	現状の実績をもとに設定
3-2	環境にやさしい行動に取り組んだ人の割合(全世代)	99.0% (2024)	100% (2030)	現状の実績をもとに設定
3-3	環境学習コーディネート数	98回 (2024)	125回 (2030)	現状の実績をもとに設定
3-4	環境ポータルサイトの閲覧回数	79,519回 (2024)	20万回 (2030)	現状の実績をもとに設定
3-5	地域戦略を策定した市町村数	11市町村 (2024)	27市町村 (2030)	現状の実績をもとに設定

## コラム8

# ちゃんと「守る」ためには、どうしたらいいの？ —環境教育の原点—

学校の環境教育でおなじみの「ビオトープ」は、私たちの中ですっかり定着していて、「ちゃんと自然のこと考えているな」という気持ちになれる、素敵な言葉です。これはもともと、“野生のいきものが安定して生息する場所”という用語なんですけれど、「土を掘って水をためて(ちっともたまらないからビニールシートを敷いちゃった！)、買ってきたメダカ(もといた場所は不明?)と、水草(よくわからないカタカナの名前のやつ…)を入れて、ひたすら見守る場所」に、なっていませんか？ みんなでがんばって作ったけれど、そのうち藻だらけになって、お魚が見あたらないよ？「難しいなあ、ビオトープ。お手入れは大変だし、お金もかかるし、いつのまにか行かなくなっちゃった」、なんてことに…。

これからの環境教育、そして生物多様性の保全を進めていくには、私たちが自然とむきあい「守るべきもの」は何なのか、それを、どうしなければならないのかを、おとなも子どもも一緒になって考えていくことが、とても大切です。

まずは、身の回りにいる生き物の種類と名前を知りましょう。その暮らしぶりや‘性格’に興味を持ってみましょう。いつからそこにいたのか、いつのまにか姿が見えなくなってしまっていないかを、話し合ひましょう。私たちみんなが「ちゃんと見る。ちゃんと知って、いつも考える」ことこそが、自然とそこに暮らす生き物たちを「自分の手で守ることのできる知恵とスキル」を身につける、近道なのですから。

生物多様性ぎふ戦略改定検討委員会  
委員 須山 知香  
岐阜大学教育学部准教授

高山のお花畑で自然環境を学ぶ



花とハナアブの関係を見つめて



写真提供 須山 知香

## 第5章 推進体制と進行管理

### 第1節 推進体制

県民、事業者、市町村など各主体が、それぞれの役割に応じて生物多様性の保全及び持続可能な利用に取り組むよう本戦略の周知など啓発を行うとともに、県としての役割を着実に実行します。

### 第2節 進行管理

施策の進捗状況について、指標の達成状況を毎年度確認し、その結果を踏まえ、必要に応じて施策の見直しや改善などを行います。

また、戦略の期間中であっても、社会情勢や自然環境に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 資料編(用語集)

### え

#### エネルギーの森 (p30, 32)

安全・安心、安定した暮らしの維持のために、森林資源を活用することで再エネ導入を促進し、持続可能な森林管理や地域活性化を図る取組。

### か

#### 外来種 (p3, 14 など)

本来の自然分布域外に人為的に導入された生物種の総称。外来生物法が対象とする「外来生物」は、本来の自然分布域が日本国外である生物種で、日本に導入されて定着した「国外外来種」のみを指すが、外来種には、日本に自然分布域を持つ在来種が、その本来の自然分布域を越えて国内の他地域に人為的に導入され、定着した「国内外来種」も含む。

#### 下層植生 (p18)

森林の樹冠の下に生育する低木や草本類などの植物群のこと。表土流亡の防止、土壌の保全、生物の生息場所の提供など、森林の生物多様性維持において、重要な役割を担う。

#### 環境影響評価制度 (p37)

開発事業などを行う前に、その事業が自然環境や生活環境に与える影響について、事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表するとともに、国や地方公共団体、住民の意見を踏まえながら、環境の保全に配慮したより適切な事業計画とするための手続きを定めた制度。

#### 環境保全林 (p28, 37)

県の森林配置計画において、経営・環境・観光・生活といった人の活動に寄り添う視点から設定された4つの森林区分の一つであり、公益的機能の高度な発揮が期待される森林をいう。

### き

#### ぎふ環境学習ポータルサイト (p10, 12, 23)

岐阜県の環境学習に関する情報をワンストップで提供しているウェブサイト。環境に関する学習コンテンツやイベント開催、企業の取組等を掲載。

#### ぎふ環境教育副読本 (p10, 12, 23)

岐阜県が作成した環境教育用副教材。「環境について考えよう」をテーマとした自然や環境問題を学ぶための冊子で、県内学校等で利用されている。

#### 岐阜県希少野生生物保護条例 (p13, 40)

県民共通の財産である絶滅のおそれのある野生生物の種を次代に継承するため、希少野生生物を保護し、その絶滅を防止することを目的とした条例。指定希少野生生物の捕獲や販売、指定希少野生生物保護区の開発などを規制。

### 岐阜県生態系被害防止外来種リスト (p3, 6, 14, 19, 40)

県内に定着または定着のおそれがあり、生態系、人の生命・身体、農林水産業等に被害をおよぼすおそれがある外来種をリスト化したもの。

### 岐阜県版みどり認定制度(仮称) (p31, 33, 38)

環境と調和した農業生産の取組を認定する国の制度である「みどり認定」を活用し、それに生産工程を管理し、安全・安心を確保する GAP の考え方を取り入れた、岐阜県独自の環境調和型農業の認定制度。

### 岐阜県野生動物管理推進センター (p10, 12, 16, 19, 41, 42)

2022(令和4)年に、県と岐阜大学が野生動物被害対策を推進するため、同大学内に共同設置した組織。野生動物に関する調査・研究や、市町村等に対する助言指導、研修等による人材育成を実施。

### 岐阜県ライチョウ保護計画 (p19)

ライチョウが、自然の中で安定的に生息していくことを目指して平成31年3月に県が策定した計画。ライチョウは県の鳥であり、国の特別天然記念物、国内希少野生動植物種、国および県のレッドリスト掲載種。

### 岐阜県レッドリスト・レッドデータブック (p3, 6, 13, 19)

県内の野生生物について、絶滅のおそれのある野生生物(動植物)を選定し、絶滅危険度を評価したものが「岐阜県レッドリスト」。レッドリストの内容に、選定理由、形態の特徴、生態、分布状況、減少要因等の詳細な情報を加えたものが「岐阜県レッドデータブック」。

### ぎふジビエ衛生ガイドライン (p21)

野生のニホンジカ肉、イノシシ肉の利活用促進に当たり、食品衛生法による規定のほか衛生管理や肉の品質を保つために事業者の管理項目を定めた岐阜県独自の指針。

### ぎふ清流 GAP 評価制度 (p18, 21)

令和2年11月、県が創設した GAP 制度。農業現場において、適正な農業を実践するために、食品安全、環境保全、労働安全などの観点から、農場で起こりうるリスクを洗い出し、その改善状況を第三者機関が評価。一定水準以上の取組ができている農場は、「ぎふ清流 GAP 農産物」として流通・販売が可能となる。

### ぎふ木育 (p48)

岐阜県の豊かな自然を背景とした「森と木からの学び」のこと。子どもから大人まですべての人々が森林(自然)に誇りと愛着を持ち、森林に対して責任ある行動をとることができる人材の育成を目指している。

### 緊急銃猟 (p41)

人の日常生活圏に出没し、人身被害のおそれが高いクマ等について、市町村による銃器を用いた捕獲(銃猟)を可能とする制度。実施には、地域住民の安全確保のため、場所・緊急性・方法・安全性の4つの条件を満たす必要がある。



### グリーンインフラ (p28)

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

## グリーン・ツーリズム／農泊 (p22, 29)

農山漁村に宿泊し、自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

## さ

### 里地里山 (p3, 21)

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域。

## し

### 自然共生サイト (p2, 39, 43, 44, 48)

企業・自治体・個人等の活動により生物多様性保全に貢献している区域で、環境省が認定する区域。認定区域のうち保護地域と重複しない部分が OECM として国際登録される。

### 自然共生工法 (p31)

自然の水辺や緑を再生・復元することを目指し、環境への負荷を抑えながら自然と調和した構造物を設計・施工する工法。

### 植生自然度 (p13)

植生に対する人為的影響の度合い。自然度が高いほど人為的改変が少なく、生態系の健全性が高い。

## す

### 水源涵養機能 (p18)

洪水を緩和させる、流量を安定させる、水質を浄化するなど、農地や森林の有する水資源を保全する機能。

## せ

### 生物多様性【コラム1参照】

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を指し、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。生物多様性条約では「種内・種間・生態系の多様性を含む生物の変異性」と定義される。

### 清流の国ぎふ森林・環境税 (p1, 16 など)

岐阜県の恵まれた森林・川などの自然環境の保全・再生に向けた取組を確実に進めるための財源として平成 24 年度に導入された税。

### 世界農業遺産 (GIAHS) (p1, 21, 29, 36, 44, 48)

国際連合食糧農業機関 (FAO) が認定する、国際的に顕著な特色を有し遺産価値のある、次世代に引き継ぐべき農業生産システム。保全を促すとともに、それらを取り巻く環境への適応や更なる発展を目指す。

## そ

### ゾーニング管理 (p41)

クマ類を保護するエリア、人間活動を優先するエリア、その中間となる緩衝地帯エリアを設定し、エリアごとに管理目標を定め、その達成に向けた施策を実施する管理手法。

## と

### 特定外来生物 (p40, 43)

外来生物法で指定され、生態系や人の健康に重大な影響を及ぼす恐れがある生物種。国内での飼養・栽培・輸入・販売などが規制される。

### 特別天然記念物 (p17, 35)

文化財保護法に基づき、学術的価値が特に高い動植物や地質鉱物を国が指定した天然記念物のうち、特に重要なもの。

## な

### 長良川システム (p21, 29, 48)

長良川は流域の人々の暮らしの中で清流が保たれ、その清流で鮎が育ち、清流と鮎は地域の経済や歴史、食・文化と深く結びついている。こうした人の生活、水環境、漁業資源が相互に密接に関わる里川全体のシステムのことを「長良川システム」と呼ぶ。

## ね

### ネイチャーポジティブ (自然再興) (p2, 34) 【コラム2 参照】

人間活動による自然の損失を止め、自然を回復軌道に乗せること意味する。2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」で、2030年ミッションとして掲げられた。

## は

### バイオコークス (p30, 32)

牛ふん堆肥や木くずといった資源を原材料に製造される固形燃料で、二酸化炭素の排出量が少なく、石炭に替わる新たなクリーンエネルギーとして期待されている。

### バッファゾーン (p18)

野生動物の生息域 (森林・山地) と人の生活圏 (集落・農地・市街地) との間に設ける緩衝帯のこと。

### 氾濫原 (p40)

洪水が発生するごとに形成される自然堤防・後背湿地・三日月湖(河跡湖)といった小さな起伏のある地形。多様な生物の生息環境となる。

## ま

### マイクロプラスチック (p4)

プラスチックごみのうち、大きさが5mm以下のサイズのもの。もともと小さい製

品由来のものと、大きなプラスチックが紫外線や摩耗などで劣化し微細化したものがある。海洋などで回収が困難な汚染源となる。

## も

### 木質バイオマス (p21, 22, 33)

再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のうち、木材からなるバイオマス資源のこと。林地残材や住宅の解体材、街路樹の剪定枝など種類があり、それぞれ特徴が異なる。

## や

### 野生動物広域カメラモニタリング (WiLCaM) (p15, 46)

県内 100 地点に自動撮影カメラを設置し、撮影頻度等のデータ分析により、「シカ」「イノシシ」等の大型哺乳類及び中型哺乳類の県下での分布状況や相対密度を明らかにする調査。

## アルファベット

### Eco-DRR (p28)

生態系を活用した防災・減災 (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction) の略称。生態系の保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする考え方。

### G-クレジット (p10, 21, 30)

県内の適切に管理された森林による二酸化炭素吸収量を「クレジット」として県が認証する、岐阜県独自の森林由来のカーボン・クレジット制度。取引で得られた収益を活用して森林整備や「脱炭素社会ぎふ」の実現につなげる。

### OECM (p2, 39, 44, 48)

「Other Effective area based Conservation Measures (保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)」の略称。国立公園など法定保護区以外で、生物多様性の長期的保全に実質的に貢献する地域。日本では自然共生サイトのうち、保護区と重複しない部分が OECM として国際データベースに登録される。

## 数字

### 30by30 (p2, 26, 39, 44, 48) 【コラム5参照】

2030 年までに陸域・海域の 30%以上を保全する目標。ポスト 2020 生物多様性枠組やネイチャーポジティブの実現に位置付けられている。

# 参考資料

## 1 計画策定の経過

2025(令和7)年 3月24日	岐阜県自然環境保全審議会自然保護部会 (戦略改定の方向性等の審議)
6月3日	生物多様性ぎふ戦略改定検討委員会設置
7月17日	生物多様性ぎふ戦略改定検討委員会 (戦略の改定方針等の審議)
8月6日	生物多様性ぎふ戦略改定検討委員会 (戦略改定の基本的な考え方、構成、基本戦略等の審議)
9月1日	岐阜県自然環境保全審議会自然保護部会 (戦略改定の基本的な考え方、構成、基本戦略等の審議)
2026(令和8)年 2月4日	生物多様性ぎふ戦略改定検討委員会 (戦略改定案の審議)
2月12日	戦略改訂案に対するパブリック・コメント (2026(令和8)年3月13日まで)
3月23日	岐阜県自然環境保全審議会自然保護部会 (戦略改定案の審議・答申)
3月31日	公表

## 2 生物多様性ぎふ戦略改定検討委員会 委員名簿

敬称略・50音順 (R8.3月現在)

池谷 幸樹	世界淡水魚園水族館 アクア・トトぎふ 館長
敷田 麻実	(一財) 地域振興研究所 主任研究員
鈴木 正嗣	岐阜大学応用生物科学部 教授
須藤 明子	(株) イーグレット・オフィス 専務取締役
須山 知香	岐阜大学教育学部 准教授

### 3 岐阜県自然環境保全審議会<自然保護部会> 委員名簿

敬称略・区分毎に50音順 (R8.3月現在)

議会	恩田 佳幸	岐阜県議会厚生環境委員会 委員長
学 識 経 験 者	池谷 幸樹	世界淡水魚園水族館 アクア・トトぎふ 館長
	伊藤 恭博	(公財) 日本野鳥の会岐阜 代表
	大野 恵章	(一社) 岐阜県猟友会 会長
	岡本 朋子	岐阜大学応用生物科学部 准教授
	敷田 麻実	(一財) 地域振興研究所 主任研究員
	柴田 真治	(公社) 岐阜県獣医師会会長 理事
	白木 由香	東海学院大学人間関係学部准教授
	鈴木 正嗣	岐阜大学応用生物科学部 教授
	須藤 明子	(株) イーグレット・オフィス 専務取締役
	須山 知香	岐阜大学教育学部 准教授
	高野 栄子	(公社) 岐阜県建築士会 女性委員
	名和 あけみ	NPO法人長良川環境レンジャー協会 副理事長
	原 令子	岐阜県シェアリングネイチャー協会 理事
	溝口 智子	(一財) 岐阜県公衆衛生検査センター 課長
	渡邊 千洋	岐阜県昆虫分布研究会 会員
市町村	都竹 淳也	飛騨市長
	西脇 康世	関ヶ原町長



## 生物多様性ぎふ戦略

発行年月:2026(令和8)年3月

発行者:岐阜県環境エネルギー生活部環境生活政策課

※2026(令和8)年4月から自然環境課

〒500-8570

岐阜市藪田南 2-1-1

TEL 058-272-1111(代表)

FAX 058-278-2605